

入に關する特別措置に關する法律案
(内閣提出第六五号)

遊警局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律案(内閣提出第七一号)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(予)

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三号)

國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

保險業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(予)

鐵道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律案(内閣提出第九五号)

昭和二十八年年度における特別道路整備事業特別會計の歳出の財源の特例に關する法律案(内閣提出第九七号)

漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)

特別減税國債法案(内閣提出第九八号)

資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

産業投資特別會計法案(内閣提出第一一三号)

設備輸出為替損失補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一一四号)

厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)

關稅定率法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一一六号)

外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

○千葉委員長 これより會議を開きます。

議案の審査に入ります前に、参考人招致の件についてお諮りいたします。本委員会における國政調査の一環として、中小企業金融、及び類似金融対策について、最近の金融事情にかんがみまして、關係金融機關から参考人として出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

なお参考人の選定、参考人招致の日時等につきましては、委員長並びに理事に御一任願いたいと存じます。

○千葉委員長 これより議案の審査に入ります。去る二十四日日本委員会に付託されました特別減税國債法案及び二十六日付託されました産業投資特別會計法案、資産再評価法の一部を改正する法律案、さらに二十七日付託されました設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案、關稅定率法等の一部を改正する等の法律案、外國為替資金特別會計法の一部を改正する

法律案、以上七法案、それから日程に追加しまして昨二十九日付託されました日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の八法案を一括議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

特別減税國債法案
特別減税國債法

特別減税國債の發行
(特別減税國債の發行)

第一条 政府は、産業投資特別會計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、二百億圓を限り、当該特別會計の負担において、特別減税國債を發行することとす。

2 特別減税國債の利率は、年四分とし、その償還期限は、五年以内とする。

3 特別減税國債の応募者に対しては、特別減税國債減税票を交付する。

4 前三項に規定するもの及び特別減税國債の応募者たる個人又は法人に対する所得税又は法人税の軽減に關する事項を除く外、特別減税國債及び特別減税國債減税票に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(所得税の軽減)

第二条 特別減税國債の応募者たる個人に対しては、次条及び第四条の規定により、昭和二十八年分の所得税額(所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第五十五条から第五十七条の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに國稅徵收法(明治三十年法律第

二十一号)第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する所得税額を除くものとし、災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に關する法律(昭和二十二年法律第七十五号。以下「災害減免法」といふ。))第二条の規定により所得税額の軽減を受ける場合には、軽減後の税額とする。以下「昭和二十八年分の所得税額」といふ。)につき、その応募した特別減税國債の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する所得税額(当該所得税額が昭和二十八年分の所得税額の百分の二十に相当する金額をこえる場合には、当該金額を相当する所得税額)を軽減する。

(申告納税者の所得税の軽減)

第三条 特別減税國債の応募者たる個人は、昭和二十八年分の所得税額につき軽減を受けようとする場合には、次条の規定により軽減を受ける場合を除く外、政令で定めるところにより、その応募した特別減税國債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税國債減税票(次条第四項の規定による特別減税未済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を添え、昭和二十八年分の所得税額に係る所得税法第二十六条第一項の確定申告書又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の申告書の提出の日(昭和二十八年分の所得税額で同日後に納付し、又は徵收されるものがある場合には、当該所得税額については、その納付又は徵收の日)までに(その日が昭和二十九年

三月三十一日後である場合には、同日までに)、政府に提出しなればならない。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、所得税法第三十条から第三十四条まで、第四十五条又は第四十七条の規定により納付し、又は徵收される所得税額につき軽減を行う。

(給与所得又は退職所得の源泉徵收税額についての軽減)

第四条 特別減税國債の応募者たる個人は、昭和二十八年中の支給に係る給与所得(所得税法第九條第一項第五号に規定する給与所得をいふ。以下同じ)又は退職所得(所得税法第九條第一項第六号に規定する退職所得をいふ。以下同じ)に

ついて所得税法第三十八條、第三十八條の二又は第四十條の規定により徵收されるべき所得税額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、当該給与所得又は退職所得の支払者を経由し、その応募した特別減税國債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税國債減税票(第四項の規定による特別減税未済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を添え、昭和二十八年十二月三十一日までに、政府に提出しなればならない。

2 給与所得又は退職所得の支払者が前項の規定による特別減税申請書を受け取つた場合には、当該申請書は、その受取の日において同項の規定により政府に提出された

ものとみなす。但し、政令で定めるところにより、当該申請書が政府に到達しなかつた場合には、この限りでない。

3 第一項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が所得税法第三十八條、第三十八條の二又は第四十條の規定により徴収すべき所得税額につき、その百分の二十に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、軽減を行

1 前項の規定の適用がある場合において、第一項の規定による特別減税申請書に記載された特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する金額が当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が支払う給与所得又は退職所得につき前項の規定により軽減された所得税額の合計額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、当該給与所得又は退職所得の支払を受ける者に対し、特別減税未済証明書を交付する。

(軽減額の特例)

第五條 所得税法第二十三條第二項に規定する予定納税額のうち第一期又は第二期において納付すべき所得税額につき第三條の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日以後に災害その他その軽減を受けた日までに予測できなかつた事由が生じたことに因り、同法第二十六條第一項、第二十六條の二又は第二十九條第一項

若しくは第二項の規定による申告書に記載された昭和二十八年分の所得税額が同法第二十一條第一項又は第二十二條第一項に規定する七月予定申告書又は十一月予定申告書に記載されるべき当該所得税額の見積額に比して減少したたあ、当該軽減を受けた金額が当該所得税額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、第二條の規定にかかわらず、これを軽減する。

2 前條の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日以後に退職その他その軽減を受けた日までに予測できなかつた事由が生じたことに因り、同條の規定による申請書の提出を経由した給与所得の支払者から支払を受ける昭和二十八年中の支給に係る給与所得の金額が当該申請書の提出の際における当該給与所得の金額の見積額に比して減少したため、当該軽減を受けた金額が当該支払者から支払を受ける同年中の支給に係る給与所得及び退職所得につき所得税法第三十八條、第三十八條の二又は第四十條の規定により徴収される所得税額の合計額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、政令で定めるところにより、第二條の規定にかかわらず、これを軽減する。

(法人税の軽減)

第六條 特別減税国債の応募者たる法人に対しては、次條の規定により、この法律施行の日から昭和二十

十九年三月三十一日までの間に法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)第十八條から第二十一條までに規定する申告書の提出期限の到来する場合における当該申告書の提出に因り納付すべき法人税額(法人税法第十九條第六項の規定により当該申告書の提出があつたものとみなされた場合において納付すべき法人税額、当該申告書に係る同法第二十三條又は第二十四條に規定する申告書の提出に因り納付すべき法人税額及びこれらの申告書に係る同法の規定による更正又は決定があつた場合において徴収される法人税額を含み、同法第四十二條から第四十三條の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額を除く。以下次條第二項において同じ。)につき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十一に相当する法人税額(当該法人税額が法人税法第十條第一項又は第十條の二の規定による所得税額又は法人税額の控除前の当該申告書に記載すべき各事業年度の所得に對する法人税額(以下「控除前の各事業年度の所得に對する法人税額」といふ。))の百分の二十に相当する金額(この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間に法人税法第十八條から第二十一條までに規定する申告書の提出期限が二回以上到来しない法人に

からこの法律施行の日の前日までの間に提出期限の到来するこれらの條に規定する申告書に係る控除前の各事業年度の所得に對する法人税額の百分の二十に相当する金額を加算した金額)をこえる場合には、当該金額に相当する法人税額を軽減する。

2 前項に規定する控除前の各事業年度の所得に對する法人税額は、法人税法第十九條第一項本文又は同項但書若しくは第二十二條第一項(同條第三項において准用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人のこれらの規定による申告書に記載すべき法人税額について、前事業年度の所得(同法第十九條第二項の規定の適用を受ける合併法人にあつては、被合併法人の合併と同時に終了した事業年度直前の事業年度の所得を含む。)に對する同法第十條第一項又は第十條の二の規定による所得税額又は法人税額の控除前の法人税額につき政令で定めるところにより計算した金額に相当する法人税額又は当該事業年度開始の日から六箇月の期間を一事業年度とみなして計算した所得に對するこれらの控除前の法人税額(以下「中間申告基準法人税額」と総稱する。)により、当該法人の同法第二十一條の規定による申告書に記載すべき法人税額については、当該事業年度の所得に對するこれらの控除前の法人税額から中間申告基準法人税額を控除した金額に相当する法人税額による。

3 第一項に規定する申告書の提出

期限は、法人税法第十八條第一項但書若しくは第二十一條第一項但書又は災害減免法第八條の規定により申告書の提出期限が延期される場合には、当該延期前申告書の提出期限による。

第七條 特別減税国債の応募者たる法人が、法人税額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税票を添え、その軽減を受けようとする法人税額の納付又は徴収の日(その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日)までに、政府に提出しなければならぬ。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、前條第一項に規定する申請書の提出に因り納付すべき法人税額につき軽減を行

(特別減税国債の譲渡損等の特例)

第八條 法人がその応募した特別減税国債につき前二條の規定により法人税の軽減を受けた場合において、当該特別減税国債をその発行の日(以下「発行日」といふ。)から四年以内に譲渡したときは、その譲渡価額(当該譲渡価額が左の各号に掲げる金額に満たない場合には、当該金額)がその帳簿価額に満たない場合におけるその不足額、当該特別減税国債につき帳簿価額を減額したときは、その減額した額は、法人の各事業年度の所

得の計算上、損金に算入しない。
一 発行日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の七十九に相当する金額
二 発行日から一年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の八十五に相当する金額
三 発行日から二年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十に相当する金額
四 発行日から三年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十五に相当する金額

(特別減税国債に対する価格変動準備金に関する規定の適用)
第九条 特別減税国債(当該特別減税国債の応募者たる個人又は法人が有するものに限る。)に対する租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五条の九第一項又は第五条の十第一項の規定の適用については、その額面金額をその価額とみなす。
(利子税額、加算税額等についての特例)

第十条 この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合においては、第三条第一項又は第七条第一項の規定による特別減税申請書の提出の日までの期間に係る所得税法第五十五条若しくは法人税法第四十二条又は国税徴収法第九条第三項の規定による

利子税額又は延滞加算税額及び当該所得税額又は法人税額に係る所得税法第五十七条第一項から第三項まで若しくは第五十七条の第二項から第三項まで又は法人税法第四十三条若しくは第四十三条の二の規定による過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、当該軽減前の所得税額又は法人税額を基礎として計算するものとする。
2 前項に規定するものの外、この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合における所得税法又は法人税法の規定による申告書の記載事項その他所得税又は法人税の申告、納付、徴収、還付又は充當について必要がある場合には、政令でこれらの法律の特例を設けることができる。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

産業投資特別会計法案
産業投資特別会計法
(設置)

第一条 経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて投資(出資及び資金の貸付をいう。以下同じ)を行うため、産業投資特別会計を設置する。
2 この会計においては、前項に掲げる目的を達成するため、特別減税国債の発行に因る収入金及び米國対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金等を財源として、投資を行うものとする。

(管理)
第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(資本)
第三条 この会計においては、米國対日援助見返資金特別会計の廃止の際における同会計の資産の価額から負債の金額を控除した額と、この法律施行の日の前日における一般会計の日本開発銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金の額との合計額に相当する金額をもつて資本とする。

(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、特別減税国債の発行に因る収入金、出資に対する配当金、出資の回収金、貸付金の償還金及び利子、この会計に帰属する国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、出資の払込金、貸付金、特別減税国債の償還金及び利子、一時借入金金の利子、特別減税国債の発行及び償還に関する諸費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。
(歳入歳出予算書の作製)
第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。
(歳入歳出予算の区分)
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。
(予算の作成及び提出)
第七条 内閣は、毎会計年度、この

会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予算計算書
二 前前年度の貸借対照表及び損益計算書
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
四 前年度及び当該年度の投資の計画表
(損益の処理)
第八条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。
(剰余金の繰入)
第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。
(歳入歳出決定計算書の作製)
第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書並びに当該年度の

貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。
(余剰金の預託)
第十二条 この会計において、支払上現金に余剰があるときは、資金運用部に預託することができる。
(一時借入金)
第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができ、
2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。
3 第一項の規定による一時借入金金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。
(国債整理基金特別会計への繰入)
第十四条 特別減税国債の償還金及び利子、一時借入金金の利子並びに特別減税国債の発行及び償還に関する諸費は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
(支出未済額の繰越)
第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。
3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 米国対日援助見返資金特別会計法(昭和二十四年法律第四十号)は、廃止する。

3 米国対日援助見返資金特別会計の昭和二十七年及び昭和二十八年年度の決算に關しては、なお従前の例による。

4 この法律施行の際米国対日援助見返資金特別会計に属する資産及び負債は、この法律施行の際、この会計に帰属するものとする。

5 昭和二十八年年度における米国対日援助見返資金特別会計の歳出予算のうち、この法律施行の際まで支出済とならなかつたものは、この会計に移して使用することができる。

6 大蔵大臣は、前項の規定により米国対日援助見返資金特別会計の歳出予算を移したときは、これを会計検査院に通知しなければならない。

7 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した米国対日援助見返資金特別会計の運用資産のうち、国債及び大蔵省証券、食糧証券その他の政府の発行する短期証券(以下「短期証券」といふ)は、昭和二十九年三月末日まで、この会計において保有することができる。

8 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、昭和二十八

年九月末日までの間を限り、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第三條の規定にかかわらず、当該余裕をもつて、短期証券を一時保有することができる。

9 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金、同項の規定によりこの会計に帰属したその他の資産から生ずる収入金及び当該資産の処分代金(短期証券の処分代金については、その買入価額に達するまでの金額に相当する部分を除く)並びに前項の規定により保有する資産から生ずる収入金は、この会計の歳入とする。

10 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した短期証券の買入価額に相当する金額は、この法律施行の際、この会計の歳入とみなして整理するものとする。

11 この法律施行の際一般会計が日本輸出入銀行及び日本開発銀行に對して有する出資に係る権利は、この法律施行の際、この会計に帰属する。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三十五号を次のように改める。

第三十五 削除

第十條第十四号を次のように改める。

第十四 産業投資特別会計を管理すること。

第十一條第五号中「国の出資」の下に「産業投資特別会計からの出資を除く。」を加える。

年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一條中「米国対日援助見返資金特別会計以外の」を削る。

第三條中「米国対日援助見返資金特別会計及び」を削る。

第十四 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

第八條第二項中「第四條の規定による出資の割合に依り、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計に」を「別に法律で定めるところにより、国庫に」に改める。

第三十八條第四項中「前項」を「前項に定めるものの外、第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に、次の一項を加える。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

15 日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からの出資金三百億圓」を「産業投資特別会計からの出資金千五百二十億二千萬元」に改め、「第四十八條第一項及び」を削り、「政府の一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計から出資があつた」を「同特別会計

から出資があつた」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の出資金千五百二十億二千萬元のうちには、第四十七條第一項及び第三項並びに第四十八條第一項の規定により出資があつたものとされた金額を含むものとする。

第三十六條第四項中「前項」を「前項に定めるものの外、第三項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に、次の一項を加える。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十九條の二第四項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

16 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

第三十二條第二項中「同特別会計の日本開発銀行に對する貸付金」を「政府の貸付金」に、「同特別会計に」を「政府の産業投資特別会計に」に改め、同條第五項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

17 日本製鉄株式会社法(昭和二十五年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中

「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第七項とし、以下一項づつ繰り上げる。

18 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金に關する法律(昭和二十五年法律第四百五号)の一部を次のように改正する。

題名中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改める。

第一條第一項を削り、同條第二項を同條第一項とし、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第二條第一項及び第二項中「又は第二項」を削る。

19 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項中「國ハ帝都高速度交通営団ニ對スル米國對日援助見返資金ノ運用ニ依ル貸付金」を「日本開發銀行ハ帝都高速度交通営団ニ對スル貸付金」に改める。

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

価値及び採石権その他に、「試験研究費（試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ）」を「専用備用権」に改め、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「旧再評価」とは、法人又は個人がその有する資産について、資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）による改正前のこの法律（以下「改正前の法」という。）の規定により行つた評価額の増額を、「旧再評価額」とし、旧再評価額に因り法人又は個人の有する資産の評価額が増額された場合における増額後の評価額を、「旧再評価額」とし、その日現在において旧再評価を行つた日を、「旧再評価日」とし、改正前の法第四十条から第四十三条までに規定する再評価差額をいひ、「旧再評価税」とは、旧再評価差額につき改正前の法第四章の規定により課した、又は課すべきであつた税金をいう。

第六号第一項第三号中「その他の有価証券（株式及び出資を除く。）」を「株式その他の有価証券（出資を含む。）」に改め、同項第五号及び同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（事業用資産の再評価の時期）第十三条 第六号第一項の規定による再評価は、昭和二十八年中に開始する事業年度開始の日のいづれか一日及び昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいづれか一日の日現在において行ふことができる。但し、第三号各号に掲げる資産についての再評価は、当該資産についての基準日が左の各号のいづれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日現在において行ふことができる。

条各号に掲げる資産についての再評価は、当該資産についての基準日が左の各号のいづれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日現在において行ふことができる。一 基準日が昭和二十八年十二月三十一日以前に到来した資産については、その基準日及び昭和二十九年一月一日以前に到来した資産については、その基準日

六条第一項の規定による再評価を行つてゐるときは、昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいづれか一日の日

二 昭和二十八年中に合併が行われ、且つ、被合併法人が第六条第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該合併の日又は同日後昭和二十八年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日及び昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいづれか一日の日

三 昭和二十九年中に合併が行われたときは、当該合併の日又は同日後同年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日のいづれか一日の日

2 前項の規定は、合併法人が合併に因り取得した資産のうち第三条各号に掲げる資産で当該合併の日までにその基準日の到来したものであるときは、各別に他の資産と區別して適用する。

3 法人が昭和三十年一月一日以後合併した場合において、合併法人が当該合併に因り取得した資産のうち被合併法人が再評価を行わなかつた第三条各号に掲げる資産でその基準日から当該合併の日までの期間が六月以内であるものがあるときは、合併法人は、当該資産について、合併の日現在において再評価を行うことができる。

4 第六条第二項の規定は、第一項及び前項の場合について適用する。

5 前条第二項の規定は、第一項の事業年度について適用する。第十四条の二を削る。第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「昭和二十五年八月三十一日以前」を「昭和二十九年十月三十一日以前」に、「第八条第一項」を「その死亡した年において第八条第一項」に改め、「(家屋を除く。)」を削り、「基準日現在」を「その死亡した年の一月一日(第三条各号に掲げる資産でその基準日がある死亡した年の一月一日後死亡の日までに到来したものについては、その基準日)現在」に改め、同条第二項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十九年十月三十一日」に改め、「(家屋を除く。)」を削り、「一月三十一日」を「三月十五日」に改め、同条第三項中「(家屋を除く。)」を削り、「一月三十一日」を「三月十五日(昭和二十八年中に当該資産を事業の用に供したときは、昭和三十年三月十五日)」に改め、「供した日」の下に「その日が昭和二十八年十二月三十一日以前であつて、且つ、当該個人の死亡の日が昭和二十九年三月十五日以後であるときは、昭和二十九年一月一日」を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第十四条第二項の規定は、第一項の場合について適用する。この場合において、第十四条第二項中「合併法人」とあるのは「相続人」と、「合併に因り」とあるのは「相続に因り」と、「合併の日」とあるのは「被相続人の死亡の日」と読み替へるものとする。

第十六条の二を削る。

第十七条第一項中「昭和二十五年」において当該資産について定められた「再評価日」において当該資産について定められた別表第一を「並びに再

評価の時期に応じて定められた別表第一又は別表第二」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年一月一日前に取得した有形減価償却資産でその耐用年数が旧耐用年数(同日において法人税法又は所得税法の規定により当該資産について定められていた耐用年数をいう)に比して短いものの再評価額は、本文の規定による再評価の限度額をこえ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額とすることができる。

一 当該資産の取得価額にその取得の時期及び旧耐用年数に於て定められた改正前の法別表の第一の倍数を乗じて算出した金額を一・五倍した金額

二 当該資産を昭和二十五年一月一日において前号に掲げる金額により取得したものとみなした場合において同日以後再評価日までの期間につき法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるべき償却額の限度額の累計額

第十七条第二項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第四条又は租税特別措置法(昭和二十一年法律第五号)第五条の五から第五条の八まで若しくは第二十一条の規定の適用を受ける資産についてその取得の日以後再評価日の前日までの期間につき法人又は個人が行つた償却の額(法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は

必要な経費に算入された、又は算入されるべき償却額に限る)の累計額がこれらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される償却額の限度額(以下「普通償却範囲額」という)の累計額をこえる場合において、当該資産の再評価額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した金額からそのこえる金額を控除した金額をこえることができない。

第十八条中「取得の時期」の下に「並びに再評価の時期」を加え、「別表第三」を「別表第四又は別表第五」に改める。

第十九条第一項中「昭和二十四年十二月三十一日」までの償却範囲額(法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう)を「再評価日の前日までの普通償却範囲額」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十条第一項中「土地、」を「土地及び」に改め、「及び株式」を削り、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「十七倍」を「二十五倍」に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

第二十一条第一項中「別表第五」を「別表第七」に改め、同条第二項中「十五倍」を「四十倍」に、「別表第五」を「別表第七」に改める。

第二十一条の二を削る。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

第二十二條から第二十四條まで 削除

第二十五条第二項中「家屋及び株式を」及び「家屋」に、「十七倍」を「二十五倍」に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

第二十七条中「これらの規定により算出される」を「基準日現在において再評価を行つたものとしてこれらの規定を適用した場合における」に改める。

第二十九條各号列記以外の部分中「第九條第一項」を「第九條」に改め、同条第四号中「法律」の下に「昭和二十二年法律第三十三号」を加え、同条第五号中「法律」の下に「昭和二十三年法律第二百四十三号」を加え、同条第六号中の規定を「(昭和二十四年法律第八十二号)の規定」に改め、同条第七号中「産業設備営団法」を「旧産業設備営団法」に改め、同条第十四号中「該当するもの」の下に「並びに昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は被相続人からの遺贈に因り取得したものと及び昭和二十五年四月一日以後贈与又は被相続人以外の者からの遺贈に因り取得したものを」を加える。

第三十一条第一項を削り、同条第二項中「再評価日」を「基準日」に改め、「帳簿価額の減額の下に(固定資産の減価償却を除く。以下同じ。)」を加え、「減価償却資産又は株式」を「資産」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三十五条第一項中「基準日」を「再評価日」に改める。

第三十五条の二を削る。

第三十六条中「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項又は第十四條の二」を「又は第十四條

第一項若しくは第三項に改め、「第十五条又は及び(第十六条の第二項において准用する場合を含む。)」を削り、「第九條第一項」を「第九條」に改める。

第三十七條第一項中「から第四十三条まで」を又は第四十二條に改め、同條第二項中「又は贈与」を「贈与又は遺贈」に、「第九條第一項」を「第九條」に、「十萬元」を「十五萬元」に改め、同條第三項を削る。

第三十九條を次のように改める。(公益法人等に対する課税の特例) 第三十九條 左の各号に掲げる法人が、その有する収益事業(法人税法第五條第三項の収益事業をいう。以下同じ。)に属する資産以外の資産については、再評価を行つた場合においては、当該再評価に係る再評価差額については、再評価税を課さない。

一 日本赤十字社、民法第三十四條の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四條第四項の規定により設立した法人

二 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁護士会

三 法人たる労働組合及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に基き法人たる国家公務員又は地方公務員の団体

四 漁船保険組合、漁船保険中央会、農業共済組合及び同連合会、農業共済基金、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会

五 住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

七 飢害復旧事業団

二 前項各号に掲げる法人がその有する収益事業に属する資産については、当該再評価に係る再評価差額のうち、当該資産(当該法人が昭和二十五年一月一日前から引き続き有していたものに限り)については、昭和二十五年一月一日現在において旧再評価を行つたものとして改正前の法第三章の規定を適用して算出した旧再評価の限度額から当該資産の同日の直前における帳簿価額(旧再評価を行つた資産については、旧再評価額)を控除した金額に達するまでの金額については、再評価税を課さない。

第四十條の見出し中「株式以外の」を削り、同條第一項中「(株式を除く。)」を削り、同條第二項中「(第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三條の第二項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行つた場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当該資産の帳簿価額)を加算された金額を控除した金額」を「(既に再評価又は旧再評価を行つた資産について再評価を行つた場合において、当該金額のうち既にこの項又は改正前の法第四十條第二項の規定の適用を受け、再評価日又は旧再評価日の直前における当該資産の帳簿価額)に加算された金額があるときは、当該加算された金額の合計額を控除した金額」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 法人が既に再評価又は旧再評価を行つた資産について再評価を行つた場合において、既に前項第二号若しくは第三号又は改正前の法第四十條第三項第二号若しくは第三号の規定の適用を受け、当該資産について第一項又は改正前の法第四十條第一項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三章第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額の合計額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第四十一條を次のように改める。

第四十二條の見出し中「株式以外の」を削り、同條第一項各号列記以外の部分中「再評価差額は」の下に「第二項の規定に該当する場合は除く外」を加え、同項第一号中「財産税評価額」の下に「から財産税調査時期後再評価日までの期間に於て所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同項第二号中「取得価額の下に」からその取得の日以後再評価日までの期間に於て所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同條第二項を次のように改める。

2 個人が既に再評価又は旧再評価を行つた資産について再評価を行つた場合における当該資産についての再評価差額は、既に行つた再評価又は旧再評価のうち最後に再評価額からその最後に行つた再

評価の再評価日又は旧再評価の旧再評価日以後再評価日までの期間に於て所得税法による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。

第四十二條第三項を削り、同條第四項本文中「第八條第一項又は第十三條の三の規定による再評価」を「個人が再評価及び旧再評価」に、「第九條第一項」を「第九條」に改め、「(株式を除く。)」を削り、「各号に掲げる金額」の下に「(第九條の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、同項中「所得の計算上必要な経費に算入される償却額」とあるのを「減価の価額」と読み替えた場合における同項各号に掲げる金額。以下この項において同じ。)」を控除した金額」を加え、「第十條の六」を「第十條の五」に、「基準日から」を「当該金額から基準日以後」に、「減価の価額との合計額」を控除した金額」を「償却額又は減価の価額を控除した金額」に改め、同項但書中「第十條の六」を「第十條の五」に、「減価の価額」を「償却額又は減価の価額」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を次のように改める。

4 個人が既に再評価又は旧再評価を行つた家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

1 第二十六條に規定する再評価額から基準日以後当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額(当該金額が当該家屋(当該家屋について基準日後改良又は増築が

行われたときは、その改良又は増築の部分を除く。の譲渡価額又は贈与若しくは遺贈があつた時における価額をこえるときは、その価額に相当する金額)は、既に行つた再評価又は旧再評価のうち最後に再評価又は旧再評価の再評価額又は旧再評価額から当該再評価の再評価日又は当該旧再評価の旧再評価日から当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額

第四十二條第六項中「第四項但書又は前項但書」を「前二項」に改め、同項を同條第五項とする。

第四十三條を次のように改める。

第四十五條第一項中「第六條第一項の規定により」及び「再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日」を削り、同條第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に、「限度額及び」を「限度額(第十七條第一項但書に規定する資産について再評価を行つた場合において、当該資産の再評価限度額以下であるときは、当該資産については、当該限度額)並びに」に「並びに再評価を行われなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七條第十九條又は第二十一條に規定する再評価の限度額に相当する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村(都特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五條第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。))ごとに別紙に記載した明細書及

再評価の再評価日又は旧再評価の旧再評価日以後再評価日までの期間に於て所得税法による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。

第四十二條第三項を削り、同條第四項本文中「第八條第一項又は第十三條の三の規定による再評価」を「個人が再評価及び旧再評価」に、「第九條第一項」を「第九條」に改め、「(株式を除く。)」を削り、「各号に掲げる金額」の下に「(第九條の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、同項中「所得の計算上必要な経費に算入される償却額」とあるのを「減価の価額」と読み替えた場合における同項各号に掲げる金額。以下この項において同じ。)」を控除した金額」を加え、「第十條の六」を「第十條の五」に、「基準日から」を「当該金額から基準日以後」に、「減価の価額との合計額」を控除した金額」を「償却額又は減価の価額を控除した金額」に改め、同項但書中「第十條の六」を「第十條の五」に、「減価の価額」を「償却額又は減価の価額」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を次のように改める。

4 個人が既に再評価又は旧再評価を行つた家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

1 第二十六條に規定する再評価額から基準日以後当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額(当該金額が当該家屋(当該家屋について基準日後改良又は増築が

行われたときは、その改良又は増築の部分を除く。の譲渡価額又は贈与若しくは遺贈があつた時における価額をこえるときは、その価額に相当する金額)は、既に行つた再評価又は旧再評価のうち最後に再評価又は旧再評価の再評価額又は旧再評価額から当該再評価の再評価日又は当該旧再評価の旧再評価日から当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額

第四十二條第六項中「第四項但書又は前項但書」を「前二項」に改め、同項を同條第五項とする。

第四十三條を次のように改める。

第四十五條第一項中「第六條第一項の規定により」及び「再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日」を削り、同條第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に、「限度額及び」を「限度額(第十七條第一項但書に規定する資産について再評価を行つた場合において、当該資産の再評価限度額以下であるときは、当該資産については、当該限度額)並びに」に「並びに再評価を行われなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七條第十九條又は第二十一條に規定する再評価の限度額に相当する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村(都特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五條第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。))ごとに別紙に記載した明細書及

再評価の再評価日又は旧再評価の旧再評価日以後再評価日までの期間に於て所得税法による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。

第四十二條第三項を削り、同條第四項本文中「第八條第一項又は第十三條の三の規定による再評価」を「個人が再評価及び旧再評価」に、「第九條第一項」を「第九條」に改め、「(株式を除く。)」を削り、「各号に掲げる金額」の下に「(第九條の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、同項中「所得の計算上必要な経費に算入される償却額」とあるのを「減価の価額」と読み替えた場合における同項各号に掲げる金額。以下この項において同じ。)」を控除した金額」を加え、「第十條の六」を「第十條の五」に、「基準日から」を「当該金額から基準日以後」に、「減価の価額との合計額」を控除した金額」を「償却額又は減価の価額を控除した金額」に改め、同項但書中「第十條の六」を「第十條の五」に、「減価の価額」を「償却額又は減価の価額」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を次のように改める。

4 個人が既に再評価又は旧再評価を行つた家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

1 第二十六條に規定する再評価額から基準日以後当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額(当該金額が当該家屋(当該家屋について基準日後改良又は増築が

行われたときは、その改良又は増築の部分を除く。の譲渡価額又は贈与若しくは遺贈があつた時における価額をこえるときは、その価額に相当する金額)は、既に行つた再評価又は旧再評価のうち最後に再評価又は旧再評価の再評価額又は旧再評価額から当該再評価の再評価日又は当該旧再評価の旧再評価日から当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於て大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額

第四十二條第六項中「第四項但書又は前項但書」を「前二項」に改め、同項を同條第五項とする。

第四十三條を次のように改める。

第四十五條第一項中「第六條第一項の規定により」及び「再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日」を削り、同條第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に、「限度額及び」を「限度額(第十七條第一項但書に規定する資産について再評価を行つた場合において、当該資産の再評価限度額以下であるときは、当該資産については、当該限度額)並びに」に「並びに再評価を行われなかつた有形減価償却資産及び土地について第十七條第十九條又は第二十一條に規定する再評価の限度額に相当する金額及びその金額の算出に關し必要な事項を、これらの資産の所在する市町村(都特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五條第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。))ごとに別紙に記載した明細書及

びその字を「を」を記載した明細書に
改め、同項を同条第二項とし、同条
第五項中「又は第二項」を削り、「前
四項」を「前三項」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第六項中「第二
十四条」を「第十三条」に改め、同項
を同条第四項とし、同条第七項及び
同条第八項を削る。

第四十五条の二を削る。

第四十六条第一項中「昭和二十
五年八月三十一日」を「再評価日の
属する年の九月一日から十月三十一
日」に、「同年五月一日」を「昭和二十
八年七月一日」に、「資産についての
基準日が同年七月一日以後である場
合においては、その基準日」を「第三
条各号に掲げる資産については、そ
の再評価日に、「二月末日」を「三
月十五日」に改め、同条第二項中「再評
価を行った資産をその事業の用に供
した日」を「再評価日」に、「二月一日
から同月末日」を「二月十六日から三
月十五日」に改め、同条第三項中「昭
和二十五年八月三十一日」を「昭和二
十八年十月三十一日」に改め、同条
第四項中「第四十五条第四項」を「第
四十五条第二項」に改め、同項但書
を削り、同条第七項を削る。

第四十六条の二を削る。

第四十七条第一項中「第九条第一
項」を「第九条」に、「二月一日から同
月末日」を「二月十六日から三月十
五日」に、「昭和二十五年八月三十一
日」を「昭和二十八年十月三十一日」
に改め、同条第二項を削り、同条第
三項中「第四項」を「第二項」に、「第
一項」を「前項」に改め、同項を同条
第二項とし、同条第四項を同条第三
項とする。

第四十八条第一項中「若しくは第 四十五条の二」及び「若しくは第四十

六条の二」を削る。

第五十条中「第十三条の二第一
項、第十三条の三、第十四条第一
項、第十四条の二、第十四条又は第
十六条の二第一項」を「第十四条第
一項若しくは第三項又は第十六条」
に、「から第四十六条の二まで」を
「又は第四十六条」に改める。

第五十一条第一項各号列記以外の 部分中「再評価税額のうちそれぞれ 左の各号に掲げる金額の」を削り、 「三年」を「五年」に、「第四十五条第 三項（同条第五項において準ずる場 合を含む。以下同じ）」の規定の適用 を受ける法人の再評価日を含む事業 年度分については、昭和二十五年七 月三十一日まで」に「を」に、各事業 年度の月数に依り政令で定めるところ により均分して」に改め、同項第一 号から第五号までを削り、同条第二 項を次のように改める。

2 第六条第一項又は第十四条第一
項の規定により減価償却資産につ
いて二回以上再評価を行った場合
における再評価税の納付について
は、その再評価日の異なることに
より、各別に前項の規定を適用する。
第五十一条第三項を削り、同条第
四項を同条第三項とし、同条第五項
中「第二十四条」を「第十三条」に改
め、同項を同条第四項とし、同条第
六項中「法人の事業年度が六月に満
たない場合及び」を削り、同項を同
条第五項とする。

第五十二条第一項本文中「再評価
税」を「再評価（旧再評価を含む。以
下この条において同じ）」に改め、
「再評価税」の下に「（旧再評価税を含
む。以下この条において同じ）」を
加え、同項但書を削り、同条第二項
及び第三項を次のように改める。
2 前項の法人が再評価日（旧再評

価日を含む。以下この条において
同じ。）以後五年を経過した日の前
日を含む事業年度終了の日までに
当該資産を譲渡し、又は贈与しな
かつた場合においては、当該法人
は、同項の規定にかかわらず、当
該資産についての再評価税を、当
該事業年度開始の日以後三年内の
日を含む各事業年度終了の日から
二月以内に、各事業年度の月数に
依り政令で定めるところにより均
分して、国に納付しなければならない。
但し、当該各事業年度のう
ちいずれか一の事業年度において
当該資産を譲渡し、又は贈与した
場合においては、当該法人は、当
該資産についての再評価税額（旧
再評価税の税額以下「旧再評価税
額」という。）を含む）のうちその
譲渡し、又は贈与した日までに本
文の規定による納期がまだ到来し
ていない税額を、その譲渡し、又
は贈与した日を含む事業年度終了
の日から二月以内に、国に納付し
なければならない。

3 第六条第一項又は第十四条第一
項の規定により減価償却資産以外
の資産について二回以上再評価を
行った場合における再評価税の納
付については、その再評価日の異
なることに、各別に前項の規定を
適用する。
第五十二条第四項を削り、同条第
五項中「第二十四条」を「第十三条」
に、「第三項」を「第二項」に改め、同
項を同条第四項とする。
第五十三条第一項中「若しくは第
三項」を「から第三項まで」に改め、
「でその相続の開始があつた日」が昭
和二十五年三月三十一日以前である
者」を削り、昭和二十六年（第四十六

条第二項（同条第五項において準ず
る場合を含む）の規定による申告書
の提出期限が昭和二十七年以後であ
る場合においては、その提出期限の
属する年」を「その再評価日の属す
る年の翌年」に、「二月一日から同月
末日まで」を「二月十六日から三月十
五日まで（当該資産について第四十
六条の規定により提出すべき申告書
の提出期限が再評価日の属する年の
翌年三月十五日後である場合にお
いては、当該提出期限の属する年につ
いては、当該申告書の提出期限ま
で。以下第五十八条第一項、第二項
及び第六項において同じ）」に改め、
同条第二項を次のように改める。
2 第八条第一項の規定により減価
償却資産について二回以上再評価
を行った場合における再評価税の
納付については、その再評価日の
異なることに、各別に前項の規定
を適用する。
第五十三条第三項各号列記以外の
部分中「前二項」を「第一項」に、
「これらの規定」を「同項の規定」に、
「前二項」を「同項」に改め、同項
第一号中「二月一日から同月末日」を
「二月十六日から三月十五日」に、同
項第二号中「昭和二十五年八月三十
一日」を「昭和二十八年十月三十一
日」に改め、同条第四項を削り、同
条第五項中「第四十六条の二第三項
において準用する場合を含む。以下
この条において同じ）」を削り、「前
四項」を「前三項」に改め、同項を同
条第四項とする。
第五十四条第一項中「第九条第一
項」を「第九条」に、「第四項」を「第三
項」に改め、同条第二項中「第四項」
を「第三項」に改める。
第五十五条第二項中「若しくは第
二項」を削り、「第四項」を「第三項」
に改め、同条第三項を削る。

第五十六条第一項中「（第四十五条
第三項の規定の適用を受ける法人の
再評価日を含む事業年度終了の日か
ら二月を経過した日の前日）が昭和二
十五年七月三十一日前であるとき
は、当該事業年度分については同日
まで。以下この条において同じ）」を
削り、「百分の三十五」を「百分の
四十二（第三十九条第一項各号及び
法人税法第九條第六項に掲げる法人
については、百分の三十五）」に改
め、同条第三項及び第四項を次のよ
うに改める。
3 第一項の法人が第五十一条第一
項の規定により各事業年度終了の
日から二月以内に再評価税を納付
すべき場合において、当該期限内
に改正前の法第五十一条第一項又
は同法第五十六条の規定により納
付すべき旧再評価税額があるときは
は、当該再評価税の税額と当該旧
再評価税額との合計額を第五十一
条第一項の規定により当該事業年
度終了の日から二月以内に納付す
べき再評価税額の合計額とみなし
て前二項及び第六項の規定を適用
する。
4 第一項及び第二項の規定は、当
該事業年度が昭和三十六年十二月
三十一日を含む事業年度である場
合においては、適用しない。
第五十六条第六項中「再評価税の」
を「再評価税（旧再評価税を含む。）の」
に、「再評価税額」を「再評価税額
（旧再評価税額を含む。）」に改め、同条第八
項中「第二十四条」を「第十三条」に改
め、「第二項及び第四項」を削る。
第五十七条第二項中「第七項」を
「第八項」に改め、同条第四項中「基
準日」の下に「（当該法人が旧再評価
を行った法人であるときは、昭和二

十五年一月一日」を、「最初の再評価日」の下に」とし、当該法人が旧再評価を行つた法人であるときは、旧再評価日(旧再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日)とする。を加え、同条第五項中「第二十条」を「第十三条」に改める。

第五十八条第一項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の個人が第五十三条第一項の規定により毎年二月十六日から三月十五日までに再評価税を納付すべき場合において、その年二月一日から同月末日までに改正前の法第五十三条第一項若しくは第二項又は同法第五十八条の規定により納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税の税額と当該旧再評価税額との合計額を第五十三条第一項の規定によりその年二月十六日から三月十五日までに納付すべき再評価税額の合計額とみなして前二項及び第六項の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、その年が昭和三十六年である場合において、適用しない。

第五十八条第六項中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む)」の「に」、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「第五十三条第一項又は第二項」を「第五十三条第一項」に、「再評価税額」

に「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下第七項において同じ。)」に改める。

第五十九条第二項中「基準日」の下に「(当該個人が旧再評価を行つた者であるときは、昭和二十五年一月一日)」を、「最初の再評価日」の下に「とし、当該個人が旧再評価を行つた者であるときは、旧再評価日(旧再評価日)とする。」を加える。

第六十条を次のように改める。
(繰上納付)
第六十条 再評価税を納付すべき法人又は個人は、第五十一条から第五十三条まで又は第五十五条第二項に規定する納期の到来前においても、大蔵省令で定めるところにより、再評価税額の全部又は一部の繰上納付をすることが出来る。

第六十一条中「又は第五十二条の規定により納付すべき再評価税」を若しくは第五十二条又は改正前の法第五十一条若しくは第五十二条の規定により納付すべき再評価税又は旧再評価税に改め、「第五十六条」の下に「又は改正前の法第五十六条を加え、第五十一条又は第五十二条の規定にかかわらず」と、これらの規定にかかわらずに、「再評価税」を「再評価税又は旧再評価税」に改める。

第六十二条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、「第五十二条第一項」の下に「同条第二項但書を」と、「再評価」の下に「(旧再評価を含む。)」を加え、「第十五条の規定により再評価を行つたものとみなされた株式を含む。」を削る。

第六十四条中「第六十条」を削り、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む)」に改める。

第六十五条各号列記以外の部分中「第八十五条第四項」を削り、同条第一号中「から第四十六号の二まで」を、「第四十六号」に改める。

第七十条中「から第四十六号の二まで」又は第四十六号「昭和二十七年十二月三十一日(その申告書の提出期限が昭和二十六年十二月三十一日後であるものについては、その提出期限から一年を経過した日)」を「その申告書の提出期限から一年を経過した日」に改める。

第七十一条第三項中「第二十四条」を「第十三条」に改める。
第七十三条第二項中「第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条第一項、第十四条の二、第十六条又は第十六条の二第一項」を「第十四条第一項若しくは第三項又は第十六条」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

第七十七条第一項各号列記以外の部分中「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。)」に改め、「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。)」を加え、同項第一号中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第四項中「百円」を「三百円」に改める。

第七十八条第一項中「第八十五条第四項」を削る。
第七十九条第一項中「第四項」を「第三項」に、「第五十二条第一項」を「第三十二条」に、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下「再評価税額が過大である場合」を「再評価税額(旧再評価税を含む。以下この項において同じ。が過大である場合)」に改める。

第八十二条第一項中「第八十五条第四項、及び」に代え、当該過少申告加算税額を削り、「増加した再評価税額」の下に「(これらの税額の一部が、再評価税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)」を加える。

第八十三条第二項中「追徴税額」の下に「(これらの税額の一部が、再評価税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていらないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)」を加える。

第八十四条第一項中「で株式以外のものを削り、「再評価税額」の下に「旧再評価税額及び」を加え、「税額を含む。」を削る。以下第二項において同じ。に、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下「再評価税額が過大である場合」を「再評価税額(旧再評価税を含む。以下この項において同じ。が過大である場合)」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

第八十六条第一項中「再評価日」の下に「(当該資産について再評価を二回行つたときは、二回目の再評価日)を、「再評価税額」の下に「(改正前の法第五十三条第三項の規定により納付すべき当該資産についての旧再評価税額を含む。以下第二項において同じ。)」を加え、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下「再評価税額が過大である場合」を「再評価税額(旧再評価税を含む。以下この項において同じ。が過大である場合)」に改める。

第八十七条第一項中「法人が再評価」の下に「(旧再評価を含む)」を加え、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下この条において同じ。)」に改め、「再評価税額」の下に「旧再評価税額及び」を加え、「含む。」を含む。以下第二項において同じ。に改め、同条第二項において、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第六十条」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第八十八条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「から第五項まで」を「若しくは第四項」に改め、「再評価税額」の下に「(改正前の法第五十三条第三項の規定により納付すべき当該資産についての旧再評価税額を含む。以下第二項において同じ。)」を加え、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下「再評価税額が過大である場合」を「再評価税額(旧再評価税を含む。以下この項において同じ。が過大である場合)」に改める。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条 削除

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

第八十九条中「第八十五条第四項」を削り、「免除される再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む)」を加える。

第九十五条第三項中「二年」を「四年」に改める。

第九十七条第一項中「又は第四十五条の二」を削り、同条第二項中「有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条第一項及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十七条を「他の法律」に改める。

第九十八条第一項中「有限会社法第四十六条第一項及び保険業法第六十七条」を「これらの規定を他の法律」に改める。

第百零二条第二項中「株式」及び「(株式)については、第四十一条第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額」を削り、同条第三項中「第六十六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行った資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価」に改め、「既に前項」の下に「又は改正前の法第百零二条第一項」を、「当該金額」の下に「の合計額」を加える。

第百零二条中「再評価」を「再評価又は旧再評価」に、「当該再評価」を「当該再評価又は旧再評価」に改め、「再評価差額」の下に「又は旧再評価差額を、「前条」の下に「又は改正前の法第百零一条」を加える。

「第百零四条の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「法人が再評価」の下に「(旧再評価を含む。以下第百零九条及び第百零四条第二項を除きこの章及び第百零二条において同じ)」を加え、「資産を含む。以下この条において同じ)」で株式以外のものを資産を含み、株式及び出資を除く。以下この条において同じ。」「再評価日から昭和三十年十二月三十一日」を「再評価日(旧再評価日を含む。以下第百零九条を除きこの章及び第百零二条において同じ)」から昭和三十六年十二月三十一日(減価償却資産以外の資産については、昭和三十七年六月三十日。以下第二項において同じ)」に、「二回」を「一回以上」に改め、同条第二項中「株式以外のものを削り、昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「第二十四条」を「第十三条」に改める。

第百零五条及び第百零六条を次のように改める。

第百零五条及び第百零六条 削除

第百零七条第一項第一号中「から第百零五条まで」を「又は第百零四条」に改め、同条第三号本文中「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。以下この章において同じ)」を加える。

第百零九条第一項中「四分の三」を「十分の九」に改め、「(当該法人がその納付すべき再評価税を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価積立金の全額)を削り、同条第二項中「前項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第一

項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次の四項を加える。

- 1 旧再評価を行った法人で再評価を行わないものが旧再評価税を完納したときは、当該法人は、前項の規定にかかわらず、再評価積立金の全額を資本に組み入れることができる。
- 2 旧再評価及び再評価を行った法人で旧再評価税及び再評価税を完納したものは、第一項の規定にかかわらず、再評価積立金のうち旧再評価税額に係る部分の金額から旧再評価税額に相当する金額を控除した金額の十分の一に相当する金額を第一項に規定する限度額に加算した金額の範囲内において、再評価積立金を資本に組み入れることができる。
- 3 前項に規定する法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項及び前項の規定にかかわらず、再評価積立金の全額を資本に組み入れることができる。
- 4 旧再評価を行わなかつた法人で再評価を行ったものが再評価税を完納したときは、当該法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項の規定にかかわらず、再評価積立金の金額を資本に組み入れることができる。
- 5 第百零九条第一項中「第六十九条」の下に「又は改正前の法第六十九条」を加え、「再評価額若しくは再評価差額」を「再評価額若しくは旧再評価額、再評価差額若しくは旧再評価差額」に改め、「係る再評価額」の下に「又は旧再評価額」を、「係る再評価差額」の下に「若しくは旧再評価差額」を加え、同条第二項中「第六十九条」の下に「又は改正前の法第六十九条」を加え、「第八十五条第四項」を「改正前の法第八十四条第二項」に改め、「又は第百零五条を削る。

第百零九条の二の見出し中「及び評価差額」を削り、同条第一項中「又は第百零五条第三項」を削り、同条第二項中「又は第百零五条」を削る。

第百一十条第一項中「再評価差額」の下に「(旧再評価差額を含む。以下第百零九条において同じ)」を加え、同条第二項中「又は第百零五条」を削り、同条第三項を削る。

第百一十二条第一項中「第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定による再評価」を「旧再評価」に、「第四十五条の二」を「改正前の法第四十五条又は第四十五条の二」に、「四分の三」を「十分の九」に改める。

第百一十四条の見出し中「非課税法人及び外国法人」を「公益法人等」に改め、同条中「再評価を行った法人で第三十九条の規定により再評価税を課せられないものを」を「第三十九条第一項各号に掲げる法人で収益事業に属しない資産についてのみ再評価を行ったもの」に改め、同条に次の一項を加える。

第三十九条第一項各号に掲げる法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行った場合においては、この章の規定のうち第九十七条、第九十八条、第一百零一条から第百零四条まで、第百七

条、第百八条及び第百十条の規定を当該資産に係る再評価についてのみ適用する。この場合において、第百一条及び第百七条中「損失」とあるのは「収益事業に係る損失」と、第百零四条中「再評価(旧再評価を含む。以下第百零九条及び第百零四条第二項を除きこの章及び第百零二条において同じ)」とあるのは「再評価日(旧再評価日を含む。以下第百零九条を除きこの章及び第百零二条において同じ)」とあるのは「再評価日」とする。

第百一十八条の見出し中「又は組入れ」を削り、同条第一項中「又は第百零五条」を削り、同条第二項を削る。

第百二十一第一項中「又は第六十七条」を「若しくは第六十七条又は改正前の法第六十五条若しくは第六十七条」に改め、同条第二項中「二回」を「一回以上」に改める。

第百二十二条第二号中「各号」を「第一項各号」に改め、同項第四号を削る。

第百二十五条中「から第四十六条の二まで」を「又は第四十六条」に改める。

第百二十六条第二号中「から第百零五条まで」を「又は第百零四条」に改める。

第百二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

Table with 36 columns representing years from 1924 to 1960 and several rows of numerical data. The table is organized into sections based on the '取得の時期' (Acquisition Period) on the right side, which includes years like Meiji 33, Meiji 34, etc., up to Showa 27. The data values are generally increasing over time, with some rows showing a transition from lower values to higher values around the 1950s.

別表第二 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数表 (再評価日が昭和29年以後である場合)

Table with columns for acquisition period (取得の時期) and useful life (耐用年数) from 2 to 23 years. Rows list years from Meiji 33 (明治33年以前) to Showa 27 (昭和27年). Values represent the revaluation coefficient for each year.

上記の表に該当する耐用年数がない資産についての係数は、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1-償却率) × 取得の時期に応ずる別表第三の係数

上記の算式において、

「償却率」とは、

- 1 昭和19年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をい、
2 昭和20年以降に取得した資産については、その耐用年数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をい、

「n」とは、

- 1 昭和19年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和27年までの経過年数をい、
2 昭和20年以降に取得した資産については、その取得の月から昭和27年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、これを切り上げる)をい、

別表第三 鉱業用減価償却資産及びその他の事業用資産(法人)についての再評価係数表

取得の時期	倍	数	取得の時期	倍	数
明治33年以前		622	昭和13年		229
明治34年		649	昭和14年		207
明治35年		642	昭和15年		185
明治36年		604	昭和16年		173
明治37年		574	昭和17年		159
明治38年		535	昭和18年		148
明治39年		519	昭和19年		131
明治40年		481	昭和20年		107
明治41年		500	昭和21年		96
明治42年		524	昭和22年		88
明治43年		518	昭和23年		62
明治44年		499	昭和24年		36
明治45年		471	昭和25年		25
明治46年		470	昭和26年		19
明治47年		492	昭和27年		16
明治48年		487	昭和28年		14
明治49年		402			12
明治50年		320			9.6
明治51年		244			5.2
明治52年		199			3.8
明治53年		181			3.5
明治54年		235			3.3
明治55年		240			1.9
明治56年		236			1.6
明治57年		228			1.5
明治58年		238			1.4
明治59年		277			1.4
明治60年		275			1.3
明治61年		283			1.3
明治62年		344			1.2
明治63年		407			1.0
明治64年		367			1.0
明治65年		320			1.0
明治66年		314			1.0
明治67年		306			1.0
明治68年		294			1.0
明治69年		242			1.0

別表第四 無形減価償却資産についての再評価係数表 (再評価日が昭和28年中である場合)

取得の時期	再評価日	再評価係数	取得の時期	再評価日	再評価係数
大正13年		3.1	昭和13年		10
大正14年		11	昭和14年		12
大正15年		21	昭和15年		11
昭和2年		32	昭和16年		9.7
昭和3年		41	昭和17年		11
昭和4年		52	昭和18年		8.9
昭和5年		75	昭和19年		10
昭和6年		102	昭和20年		7.7
昭和7年		104	昭和21年		4.2
昭和8年		102	昭和22年		3.1
昭和9年		15111	昭和23年		2.9
昭和10年		30118	昭和24年		2.8
昭和11年		44124	昭和25年		2.5
昭和12年		48110	昭和26年		2.3
昭和13年		2.257112	昭和27年		2.3
昭和14年		15			2.5
昭和15年		26			2.8
昭和16年		36			1.6
昭和17年		43			1.4
昭和18年		50			1.3
昭和19年		58			1.2
昭和20年		64			1.1
昭和21年		71			1.1
昭和22年		72			1.1
昭和23年		74			1.1
昭和24年		79			1.1
昭和25年		86			1.1
昭和26年		91			1.1
昭和27年		98			1.1
昭和28年		99			1.1
昭和29年		102			1.1
昭和30年		103			1.1
昭和31年		108			1.1
昭和32年		112			1.1
昭和33年		112			1.1
昭和34年		112			1.1
昭和35年		112			1.1
昭和36年		112			1.1
昭和37年		112			1.1
昭和38年		112			1.1
昭和39年		112			1.1
昭和40年		112			1.1
昭和41年		112			1.1
昭和42年		112			1.1
昭和43年		112			1.1
昭和44年		112			1.1
昭和45年		112			1.1
昭和46年		112			1.1
昭和47年		112			1.1
昭和48年		112			1.1
昭和49年		112			1.1
昭和50年		112			1.1
昭和51年		112			1.1
昭和52年		112			1.1
昭和53年		112			1.1
昭和54年		112			1.1
昭和55年		112			1.1
昭和56年		112			1.1
昭和57年		112			1.1
昭和58年		112			1.1
昭和59年		112			1.1
昭和60年		112			1.1
昭和61年		112			1.1
昭和62年		112			1.1
昭和63年		112			1.1
昭和64年		112			1.1
昭和65年		112			1.1
昭和66年		112			1.1
昭和67年		112			1.1
昭和68年		112			1.1
昭和69年		112			1.1
昭和70年		112			1.1
昭和71年		112			1.1
昭和72年		112			1.1
昭和73年		112			1.1
昭和74年		112			1.1
昭和75年		112			1.1
昭和76年		112			1.1
昭和77年		112			1.1
昭和78年		112			1.1
昭和79年		112			1.1
昭和80年		112			1.1
昭和81年		112			1.1
昭和82年		112			1.1
昭和83年		112			1.1
昭和84年		112			1.1
昭和85年		112			1.1
昭和86年		112			1.1
昭和87年		112			1.1
昭和88年		112			1.1
昭和89年		112			1.1
昭和90年		112			1.1
昭和91年		112			1.1
昭和92年		112			1.1
昭和93年		112			1.1
昭和94年		112			1.1
昭和95年		112			1.1
昭和96年		112			1.1
昭和97年		112			1.1
昭和98年		112			1.1
昭和99年		112			1.1
昭和100年		112			1.1

別表第五 無形減価償却資産についての再評価倍數表
(再評価日が昭和29年以後である場合)

取得の時期	種別				取得の時期	種別			
	実用新案権及び意匠権	特許権	営業秘密	電気特許権		実用新案権及び意匠権	特許権	営業秘密	電気特許権
大正14年					昭和3年				
大正15年					昭和4年				
昭和元年					昭和5年				
昭和2年					昭和6年				
昭和3年					昭和7年				
昭和4年					昭和8年				
昭和5年					昭和9年				
昭和6年					昭和10年				
昭和7年					昭和11年				
昭和8年					昭和12年				
昭和9年					昭和13年				
昭和10年					昭和14年				
昭和11年					昭和15年				
昭和12年					昭和16年				
昭和13年					昭和17年				
昭和14年					昭和18年				
昭和15年					昭和19年				
昭和16年					昭和20年				
昭和17年					昭和21年				
昭和18年					昭和22年				
昭和19年					昭和23年				
昭和20年					昭和24年				
昭和21年					昭和25年				
昭和22年					昭和26年				
昭和23年					昭和27年				
昭和24年					昭和28年				
昭和25年					昭和29年				
昭和26年					昭和30年				
昭和27年					昭和31年				
昭和28年					昭和32年				
昭和29年					昭和33年				
昭和30年					昭和34年				
昭和31年					昭和35年				
昭和32年					昭和36年				
昭和33年					昭和37年				
昭和34年					昭和38年				
昭和35年					昭和39年				
昭和36年					昭和40年				
昭和37年					昭和41年				
昭和38年					昭和42年				
昭和39年					昭和43年				
昭和40年					昭和44年				
昭和41年					昭和45年				
昭和42年					昭和46年				
昭和43年					昭和47年				
昭和44年					昭和48年				
昭和45年					昭和49年				
昭和46年					昭和50年				
昭和47年					昭和51年				
昭和48年					昭和52年				
昭和49年					昭和53年				
昭和50年					昭和54年				
昭和51年					昭和55年				
昭和52年					昭和56年				
昭和53年					昭和57年				
昭和54年					昭和58年				
昭和55年					昭和59年				
昭和56年					昭和60年				
昭和57年					昭和61年				
昭和58年					昭和62年				
昭和59年					昭和63年				
昭和60年					昭和64年				
昭和61年					昭和65年				
昭和62年					昭和66年				
昭和63年					昭和67年				
昭和64年					昭和68年				
昭和65年					昭和69年				
昭和66年					昭和70年				
昭和67年					昭和71年				
昭和68年					昭和72年				
昭和69年					昭和73年				
昭和70年					昭和74年				
昭和71年					昭和75年				
昭和72年					昭和76年				
昭和73年					昭和77年				
昭和74年					昭和78年				
昭和75年					昭和79年				
昭和76年					昭和80年				
昭和77年					昭和81年				
昭和78年					昭和82年				
昭和79年					昭和83年				
昭和80年					昭和84年				
昭和81年					昭和85年				
昭和82年					昭和86年				
昭和83年					昭和87年				
昭和84年					昭和88年				
昭和85年					昭和89年				
昭和86年					昭和90年				
昭和87年					昭和91年				
昭和88年					昭和92年				
昭和89年					昭和93年				
昭和90年					昭和94年				
昭和91年					昭和95年				
昭和92年					昭和96年				
昭和93年					昭和97年				
昭和94年					昭和98年				
昭和95年					昭和99年				
昭和96年					昭和100年				

別表第六 その他の事業用資産(個人)及び非事業用資産(土地及び家屋を除く。)についての再評価倍數表

取得の時期	倍數
昭和21年 3月	8.8
昭和21年 4月-6月	6.8
昭和21年 7月-9月	5.9
昭和21年 10月-12月	6.4
昭和22年 1月-3月	4.6
昭和22年 4月-6月	3.4
昭和22年 7月-9月	2.3
昭和22年 10月-12月	2.2
昭和23年 1月-3月	1.9
昭和23年 4月-6月	1.7
昭和23年 7月-9月	1.4
昭和23年 10月-12月	1.3
昭和24年 1月-3月	1.2
昭和24年 4月-6月	1.1
昭和24年 7月-9月	1.1
昭和24年 10月-12月	1.2
昭和25年 1月-3月	1.2
昭和25年 4月-6月	1.3
昭和25年 7月-9月	1.2
昭和25年 10月-12月	1.2
昭和26年 1月-3月	1.1
昭和26年 4月-6月	1.0
昭和26年 7月-9月	1.0
昭和26年 10月-12月	1.0
昭和27年 和	1.0

別表第七 土地及び土権の上に存する権利の再評価倍率表

取得の時期	倍	数	取得の時期	倍	数
明治38年以前		285	昭和13年		121
明治34年		297	昭和14年		115
明治35年		294	昭和15年		108
明治36年		276	昭和16年		102
明治37年		262	昭和17年		96
明治38年		244	昭和18年		87
明治39年		237	昭和19年		76
明治40年		220	昭和20年		66
明治41年		228	昭和21年		62
明治42年		239	昭和22年		57
明治43年		238	昭和23年		52
明治44年		228	昭和24年		47
明治45年		215	昭和25年		40
明治46年		215	昭和26年		34
明治47年		229	昭和27年		27
明治48年		248	昭和28年		20
明治49年		246	昭和29年		15
明治50年		207	昭和30年		12
明治51年		157	昭和31年		10
明治52年		99	昭和32年		7.5
明治53年		96	昭和33年		5.6
明治54年		100	昭和34年		4.5
明治55年		98	昭和35年		3.7
明治56年		102	昭和36年		3.2
明治57年		103	昭和37年		2.9
明治58年		102	昭和38年		2.6
明治59年		101	昭和39年		2.5
明治60年		105	昭和40年		2.4
明治61年		107	昭和41年		2.3
明治62年		111	昭和42年		2.2
明治63年		122	昭和43年		2.0
明治64年		141	昭和44年		1.8
明治65年		150	昭和45年		1.7
明治66年		149	昭和46年		1.6
明治67年		145	昭和47年		1.5
明治68年		140	昭和48年		1.3
明治69年		133	昭和49年		1.0
明治70年		128	昭和50年		1.0

- 附則
- この法律は、公布の日から施行する。
 - 改正後の資産再評価法(以下「新法」という。)の規定(第九条及び第十二条の規定を除く。)は、第三項から第五項までの場合を除く外、昭和二十八年一月一日から適用する。
 - この法律施行前に法人又は個人が改正前の資産再評価法(以下「旧法」という。)の規定により行つた再評価(第六項の規定によりなおその効力を有する旧法第十五条の規定によりこの法律施行後に法人が行つたものとみなされる再評価を含む。)、当該再評価に係る再評価税、当該再評価に関する経理及び当該再評価を行つた者の所得の計算並びに旧法の規定により昭和二十八年一月一日前に個人が行つたものとみなされた再評価及び当該再評価に係る再評価税については、新法に特別の定がある場合並びに第四項、第五項及び第七項の場合を除く外、なお従前の例による。
 - 新法第七十七条第四項(第七十八条第二項、第七十九条第二項、第八十条第二項及び第八十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律施行後納付し、又は徴収すべき利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額について適用する。
 - 新法第八十二条第一項から第三項までの規定は、この法律施行の日以後決定の通知をする重加算税額について適用し、同日前に決定の通知のされた重加算税額については、なお従前の例による。
 - 旧法第十五条の規定は、同法第六条第一項又は第十四条第一項の規定により株式(出資を含む。)について再評価を行つた法人については、この法律施行後当該法人の昭和三十二年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間は、なおその効力を有する。
 - 旧法の規定による再評価を行つた者でこの法律施行の日以後当該再評価に係る再評価税を納付すべきものは、旧法第五十一条から第五十三条まで又は第五十五条第二項に規定する納期の到来前においても、新法第六十条の規定に準じ、当該再評価税の税額の全部又は一部の繰上納付をすることができ。
 - 新法第四十六条又は第四十七条の規定により相続人が昭和二十八年十月三十一日までに申告書を提出しなければならぬ場合において、当該相続人が所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九條第一項又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。
 - この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の十四第一項中「資産再評価法」を「資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）」による改正前の資産再評価法に改める。

第十四条第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「第四十二條第四項」を「第四十二條第三項」に改め、同条第二項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第三項」に改める。

第十五条第二項各号列記以外の部分中「第十三條の二」を「第六條」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「については、第十三條第三項の規定を準用する。」を「は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額（当該再評価の再評価日の直前において当該土地等の帳簿価額があるときは、当該帳簿価額に相当する金額を控除した金額）とする。」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

第十六条中「資産再評価法第九條第一項」を「資産再評価法第九條」に改める。

第十七条中「第九條第一項」を「第九條」に改める。

第二十條中「若しくは第九條第一項」を「若しくは第九條」に改める。

11 法人が前項の規定による改正前の租税特別措置法第十五條第一項の規定により行つた再評価及び当該再評価に係る再評価税については、なお従前の例による。

12 所得税法の一部を次のように改正する。

第十條の四第一項中「昭和二十四年」を「昭和二十七年」に改め、「行い又は」を削り、同条第二項中「再評価」を「再評価又は旧再評価（同法第二條第十三項に規定する旧再評価をいう。以下同じ。）」に、「当該資産の再評価額と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額との合計額とする。」を「左の各号の一に掲げる額とする。」に改め、同項に次の二号を加える。

一 旧再評価を行つた資産（第二号に規定する資産を除く。）については、当該資産の旧再評価額（資産再評価法第二條第十三項に規定する旧再評価額をいい、旧再評価を二回行つたときは、二回目の旧再評価額とする。）と昭和二十四年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額との合計額

二 再評価を行ひ又は行つたものとみなされた資産については、当該資産の再評価額（再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額）と昭和二十七年十二月三十一日後に支出した設備費、改良費及び譲渡に関する経費の額との合計額

第十條の四第三項第二号中「昭和二十四年」を「昭和二十七年」に改める。

13 昭和二十七年分以前の所得税については、旧法の規定により再評価

を行ひ、又は行われたものとみなされた資産に係る所得税法第九條第八号の譲渡所得の計算は、なお従前の例による。

14 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第四十二條第六項」を「第四十二條第五項」に改める。

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案
設備輸出為替損失補償法の第一号を改正する法律
設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

「設備輸出者」を「設備等輸出者」に改める。
「設備輸出者」を「設備等輸出者」に改める。

第一条中「設備」を「設備等」に改め、「本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する」を削る。

第二条第四号中「本邦で生産されるもの」の下に「並びに本邦で生産されるその他の製品のうちその輸出が本邦の輸出市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換に著しく寄与すると認められるもので大蔵大臣の指定するもの（以下「設備等」という。）」を加える。

な地域に開拓し、又は国際収支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定めるこれに準ずる場合においては、」を削り、同条第三項中「五年」を「十年」に、「百億円」を「二百億円」に改める。

第九條第一項及び第二項中「五年」を「十年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律
厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業」の下に「日雇労働者健康保険事業」を加える。
第二条中「健康勘定」の下に「日雇健康勘定」を加える。

第四条 日雇健康勘定ニ於テハ日雇労働者健康保険事業經營上ノ保險料、一般會計及郵政事業特別會計ヨリノ受入金、積立金ヨリノ生ズル収入、借入金並ニ附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保險給付費、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条中「及厚生年金保険事業」を「日雇労働者健康保険事業及厚生年金保険事業」に改める。

金保険事業に、及営繕費並ニ厚生年金保険事業」を「福祉施設費及営繕費、日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費並ニ厚生年金保険事業」に改める。

第七條に次の一條を加える。
第七條ノ二 日雇健康勘定ニ於テ決算上剩余ヲ生ズタルキハ同勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

日雇健康勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ同勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ
第十一条を次のように改める。

第十一条 日雇健康勘定ニ属スル經費ヲ支弁スル為ニ必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ保險料ニ係ル収入ヲ以テ保險給付費ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十二條第二項中「健康勘定」の下に「又ハ日雇健康勘定」を加え、「同勘定」を「当該勘定」に改める。
第十三條中「健康勘定」の下に「日雇健康勘定」を加える。

第十八條ノ四中「福祉施設費」の下に「並ニ日雇健康保險事業ノ保健施設費及福祉施設費」を加える。

附則
1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
2 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第四十條中「失業保險特別會計」の下に「日雇労働者健康保險印紙に係るものは厚生保險特別會計の日雇健康勘定」を加える。

関稅定率法等の一部を改正する等の法律案
 関稅定率法等の一部を改正する等の法律

（関稅定率法の一部改正）
 第一条 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「ヂウレチソノ製造ニ使用スル為ノココア豆」を「飼料ノ製造ニ使用スル為ノ高粱及玉蜀黍、油ノ製造ニ使用スル為ノ落花生」に改める。

附則第二項中「命令ノ定ムル手續ニ依リ昭和二十八年七月三十一日」を「命令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日」に改め、附則第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル乾燥脱脂ミルクガ同項ニ規定スル給食ノ用ニ供セラレザリシ場合ニハ政府ハ輸入申告者ヨリ國稅徵收ノ例ニ依リ当該ミルクノ輸入税ヲ追徵ス但シ變質其ノ他ノ事由ニ因リ同項ニ規定スル給食ノ用以外ノ用ニ供シタル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ稅關長ノ承認ヲ受ケタルトキ又ハ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 金銀業ニ使用スル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲グル物品中左ノ表ノ下欄ニ掲グルモノノ輸入税ハ政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日迄ノ輸入ニ付テハ之ヲ免除ス

番 号	品 名	免 税 物 品
一四〇六	特殊鋼	ドリルスチール
一五二二	機械用ノ刃物（金屬、木材その他ノ硬質物切削用ノものに限る。）工器具、農具及びこれらノ部分品（別号ニ掲げるものを除く。） 一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリユータップ（柄又ははわくを付けたものを除く。） ニ ユーマチツクツル及びニユーマチツクマシン（別号ニ掲げるものを除く。）	ビット ドリフター 選鋸用機械 ドリフターノ部分品 及選鋸用機械ノ部分品
一六七八		
一六八六		
一六八八		

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ輸入シタル金銀業者ガ当該物品ヲ其ノ金銀業ノ用以外ノ用ニ供シタル場合又ハ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ金銀業ノ用ニ供セラリシ場合ニハ政府ハ当該金銀業者ヨリ國稅徵收ノ例ニ依リ輸入税ヲ追徵ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ用ニ供セラリシコトニ付稅關長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

関稅法第百一條ノ第二第三項ノ規定ハ第二項及第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 別表輸入税表中「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」を「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」に改め、

「六〇二」	「六〇二」	「六〇二」
サフラン、セメンシナ及び丁子	サフラン、セメンシナ及び丁子	サフラン、セメンシナ及び丁子
一 セメンシナ	一 無稅	一 無稅
二 その他	二 無稅	二 無稅

同表第六百十一号税率の欄中「無稅を」に改め、同表第六百七十五号税率の欄中「無稅を」に改め、同表第七百十号税率の欄中「二割を」に改め、同表第七百十九号税率の欄中「二割を」に改め、同表第六百三十一号に改める。
 二 無線電信機及び無線電話機（ラジオ受信機及びテレビジョン受信機を含む。）
 三 その他
 甲 真空管
 乙 その他

二 無線電信機及び無線電話機（ラジオ受信機及びそのシヤシを含み、テレビジョン受信機及びそのシヤシを除く。）	二 割
三 テレビジョン受信機及びそのシヤシ	三 割
四 その他	三 割
甲 真空管	三 割
乙 その他	一 割五分

改め、同表第七百四号税率の欄中「二割五分」を「四割五分」に改める。
 （関稅定率法の一部を改正する法律の一部改正）
 第二条 関稅定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和二十八年七月三十一日（別表甲号第千一百一十一号に掲げる印刷用紙にあつては、昭和二十七年九月三十日）」を「昭和二十九年三月三十一日」に、「別表乙号に掲げるもの」の輸入税は、昭和二十八年七月三十一日」を「別表乙号に掲げるもの」の輸入税は、昭和二十九年三月三十一日」に改め、同項別表甲号中「ヨリヤン」の項及び「ヨリヤン」の項を削り、同表豆類の項中「三 落花生」を削り、同表中菜種及びからし菜の種の項、印刷用紙の項及び船舶の項を削り、
 一六五八 内燃機関
 二 その他のうち航空機用のものを

一六五八	内燃機関	二 その他のうち航空機用のものを
一六八六	機械別号に掲げるものを除く。）のうちせん孔カード式統計會計機械（せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計會計機械を構成する機械を含む。）	

に改め、同表の備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入税表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえるものを」を「輸入税表に掲げる物品のうち左に掲げる要件をそなえる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。
 （鉄の輸入税免除に関する法律の廃止）
 第三条 鉄の輸入税免除に関する法律（昭和十六年法律第八十七号）は、廃止する。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行し、関稅定率法第九條第二項の改正規定中「ヨリヤン」及び「ヨリヤン」は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の免除を受けたココ

ア豆については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有する。

3 旧法附則第二項の規定に基く命令は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクについては、なおその効力を有する。

4 旧法附則第二項の規定により輸入税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクで、この法律施行前にその輸入者が既に譲渡したものに係る輸入税の追徴については、なお従前の例による。

5 関稅定率法別表輸入稅表第二百八号に掲げるこうりやん及び同表第二百九号に掲げるともろこしの輸入税は、昭和二十八年十二月三十一日までの輸入について、免除する。

6 関稅定率法別表輸入稅表第四百五号に掲げる軌条のうちみぞレールの輸入税は、昭和二十八年九月三十日までの輸入について、同号に掲げる板のうち厚さ〇・六ミリメートルをこえない発生品(同号に掲げる板の製造工程において生じたきずものをいう。)でめつてきしてないものの輸入税は、昭和二十九年三月三十一日までの輸入について、それぞれ免除する。

外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別會計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十八条第二項但書の規定による借入金金の借入」を「積立金から生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金金の借入」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

第十三条の見出し中「繰入」を「処理」に改め、同条中「及び附属雑収入」を「積立金から生ずる収入及び附属雑収入」に、「これを一般會計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般會計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの會計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

第十四条の見出し中「補てん」を「処理」に改め、同条中「当該年度の一般會計の歳入をもつて「補てん」を「前条に規定する積立金から補てん」に改め、同条但書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、翌年度において、一般會計から、その補足することができない金額に相当する金額を、予算の定めるところにより、この會計に繰り入れて補てんするものとする。

第十七条の見出しを「(余剰金及び積立金の預託)」に改め、同条に次の一項を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、第十三条の改正規定は、昭和二十八年六月三十日

十七年度以後の決算上の剰余金の処理について適用する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「本邦で生産されたもの」の下に「並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換に著しく寄与すると認められるもの」を加え、同項第四号中「本邦からの輸出の振興を図るために」を「国民経済の健全な発展のために」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を次のように改める。

五 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため、本邦輸出入業者、本邦製造業者その他の本邦法人又は本邦人に対して、外国為替の管理に關する法令の規定に従い外国法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外国法人に設備等を貸し付けるため必要な資金を貸し付けること。

六 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際

収支上より有利な地域への転換を促進するため、本邦製造業者その他の本邦法人又は本邦人に対して、外国において行う生産事業に要する設備を新設又は拡充するため必要な資金を貸し付けること。

七 第一号及び第四号から前号までの規定により資金の貸付を受けることができる者に対し当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第二項及び第三項を削る。

第十八条の二中「前条第一項第五号」を「第十八条第七号」に改め、同条を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 日本輸出入銀行が資金の貸付、手形の割引又は債務の保証を行うことができる場合は、

第二項から第六項までの規定に該当し、且つ、銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な場合であつて、当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合とする。

2 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は同条第一号の規定により資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む。)の契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合で

あつて、当該契約に基く債務の履行が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

3 前条第一号の規定による資金の貸付、同条第二号の規定による手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、左に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、行うことができる。

一 当該資金の貸付、手形の割引又は債務の保証が本邦からの設備等の輸出及びこれに伴つてなされる技術の提供を促進するため特に緊要であり、且つ、その輸出に係る設備等の売さばきの見込が確実であると認められる場合

二 当該資金の貸付、手形の割引又は債務の保証が本邦からの設備等の輸出(これに伴つてなされる技術の提供を含む。)の契約が競争入札の方法によりなされる場合における入札保証金に充てるため必要な資金について行うものであつて、且つ、当該契約が締結された場合におけるその契約に基く債務の履行が確実であると認められる場合

4 前条第四号の規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、物資等の輸入契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合で当該契約に基く債務の履行が確実であると認められるときであつて、且つ、左の各

号のいずれにも該当するときに限り、行ふことができる。

一 物資等の輸入契約に基きその対価の一部の前払が行われる場合であつて、当該前払に係る資金が、その前払を受ける者によつて、当該輸入契約に基き物資等の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられるとき、又は当該前払をしなければ当該輸入契約に基き物資等の本邦への輸出が著しく困難であると認められるとき、但し、当該前払を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められる場合に限る。

二 物資等の輸入が、思惑、投機、買だめその他健全な目的のために行われるものでないことを認められる場合
5 前条第五号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、外国法人への出資若しくはその株式の取得若しくは外国法人への設備等の貸付に関する契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合であつて、当該出資、株式の取得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるときに限り、行ふことができる。

6 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、

外国における設備の新設又は拡充に因り同条第六号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められる場合に限る、行ふことができる。

7 前条第一号但書及び第四号但書の規定は、銀行が日本輸出入銀行とともに資金の貸付をすることが著しく困難であり、且つ、日本輸出入銀行による資金の貸付が当該各号に規定する貸付の目的を達するため特に緊要であると認められる場合には、適用しない。
第十九条第一項中「第一項第一号から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改める。
第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(貸付金の償還期限、割引に係る手形の支払期限及び保証に係る債務の履行期限)
第二十条 第十八条第一号、第三号若しくは第四号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が六月をこえ五年以内である場合に限る、行ふことができる。同条第二号又は第四号の規定による手形の割引は、その手形の支払期限が六月をこえる場合に限る、行ふことができる。

2 前項に規定する資金の貸付、債務の保証又は手形の割引は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む)又は物資等の

輸入の契約に基き対価の支払の条件その他の事由により同項の規定によることができるが著しく困難であり、又は同項の規定によることが取引の実情に著しく沿わないと認められる場合であつて、本邦からの輸出入若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため特に緊要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限若しくはその保証に係る債務の履行期限が六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合又はその手形の支払期限が六月以内である場合においても、行ふことができるものとする。

輸入の契約に基き対価の支払の条件その他の事由により同項の規定によることができるが著しく困難であり、又は同項の規定によることが取引の実情に著しく沿わないと認められる場合であつて、本邦からの輸出入若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため特に緊要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限若しくはその保証に係る債務の履行期限が六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合又はその手形の支払期限が六月以内である場合においても、行ふことができるものとする。

3 前項の規定による場合の外、第十八条第二号又は第四号の規定により割引引いた手形の書換のため振り出された手形の割引は、第一項の規定にかかわらず、支払期限が六月以内の手形について行ふことができるものとする。

4 第十八条第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が一年をこえ十年以内である場合に限る、行ふことができる。

5 前項に規定する資金の貸付又は債務の保証は、当該貸付又は保証の目的である出資、株式の取得若しくは設備等の貸付に係る外国法人

の事業の収益の見込又は設備の新設若しくは拡充に係る外国における事業の収益の見込その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が十年をこえ十五年以内である場合において、行ふことができるものとする。(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第二十一条 日本輸出入銀行は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の適用については、銀行とみなす。
第三十九条第一項中「第一項」を削る。
第四十六条第四号中「第一項」を削り、同条第五号中第十八条の二を「第十八条の三」に改める。
附則第九項中「他の法令」を「第二十一条に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

○愛知府委員 たいま議題となりました特別減税国債法案外七法案について、提案の理由の御説明を申し上げます。まず特別減税国債法案でございますが、政府は、前国会に本案と同様の案を提出し、御審議を願つたのであります。が、審議未了となりましたので、今回施行期日の遅延に伴う必要な調整を加え、あらためて本案を提出した次第であります。その内容について申し上げます。

産業投資特別会計の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、二百億円を限つて特別減税国債を発行することとし、その利率は年四分、償還期限は五年以内としたしております。しかし、特別減税国債の消化を促進するために、これを購入した者に対しては一定の減税を行うこととし、個人が購入した場合には、昭和二十八年分の所得税からその税額の二〇%相当額を限度として、購入額の二五%に相当する税額を軽減し、また法人が購入した場合には、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に申告期限の到来する法人税から、その税額の年換算額の二〇%相当額を限度として、購入額の二一%に相当する税額を軽減することとしております。

以上の減税措置を考慮いたしますと、特別減税国債の実質利回りは、個人の場合には年一割二分、法人の場合には年一割五厘程度となるのであります。なお特別減税国債の利回りをこの程度にとどめるために、法人が特別減税国債を譲渡した場合の損金算入について、一定の制限を設ける等所要の措置を講ずることとしております。

以上が本法案の概要であります。が、何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるよう切望する次第であります。第二は産業投資特別会計法案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。わが国経済の再建、産業の開発及び貿易の振興に必要な資金につきましては、政府は、従来から財政資金により積極的にこれが確保をはかつて参つたのであります。が、今回新たに産業投資特別会計を設置し、財政投資の

産業投資特別会計の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、二百億円を限つて特別減税国債を発行することとし、その利率は年四分、償還期限は五年以内としたしております。しかし、特別減税国債の消化を促進するために、これを購入した者に対しては一定の減税を行うこととし、個人が購入した場合には、昭和二十八年分の所得税からその税額の二〇%相当額を限度として、購入額の二五%に相当する税額を軽減し、また法人が購入した場合には、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に申告期限の到来する法人税から、その税額の年換算額の二〇%相当額を限度として、購入額の二一%に相当する税額を軽減することとしております。

以上が本法案の概要であります。が、何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるよう切望する次第であります。第二は産業投資特別会計法案につきましても、その提案の理由を御説明申し上げます。わが国経済の再建、産業の開発及び貿易の振興に必要な資金につきましては、政府は、従来から財政資金により積極的にこれが確保をはかつて参つたのであります。が、今回新たに産業投資特別会計を設置し、財政投資の

産業投資特別会計の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、二百億円を限つて特別減税国債を発行することとし、その利率は年四分、償還期限は五年以内としたしております。しかし、特別減税国債の消化を促進するために、これを購入した者に対しては一定の減税を行うこととし、個人が購入した場合には、昭和二十八年分の所得税からその税額の二〇%相当額を限度として、購入額の二五%に相当する税額を軽減し、また法人が購入した場合には、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に申告期限の到来する法人税から、その税額の年換算額の二〇%相当額を限度として、購入額の二一%に相当する税額を軽減することとしております。

一層の充実強化に資することとした次第であります。この会計におきましては、米対日援助見返資金特別会計の資産並びに一般会計の日本開発銀行及び日本輸出銀行に対する出資金を承継してこれを資本とし、これが運用による収入金と、特別減税国債の発行による収入金とを主要財源として投資を行うことといたして行われております。昭和二十八年度予算におきましては、特別減税国債の収入金二百億円で、約四百億円の財源をもつて、日本開発銀行及び電源開発株式会社に対する資金供給を予定し、重要基礎産業に対する投資に特に意を用いております。

次にこの法律案の概略について申し上げますと、この会計の歳入は、特別減税国債の発行による収入金、出資、貸付金からの収入金等とし、歳出は、出資金、貸付金、国債償還費等とするものとす。なお、この会計の予算及び決算に關し必要な事項を規定してあります。なおこの会計の設置に伴い、米対日援助見返資金特別会計法を廃止する等関係法律について所要の規定の整備をはかつております。

以上が、この法律案の提出の理由であります。

第三に資産再評価法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

政府は、昭和二十五年に資産再評価法を制定して、第一次資産再評価を実施し、さらに昭和二十六年に資産再評価法の一部を改正いたしましたので、第二次資産再評価を実施したのでございますが、その実施の状況をみますと、必ずしも十分に再評価が行われなかつた実情にあります。かつまた、その後

物価もある程度の上昇を示している状況でございます。従いまして、現下の急務である資本蓄積の促進に資するたために、今回さらに資産再評価の機会を与え、現下の物価水準に即した基準によつて再評価を行ひ得るようにする必要であると認められますので、ここにこの改正案を提案することといたしましたのであります。

次に本法案の概要を申し上げます。まず今回の再評価は、法人につきましては、昭和二十八年中に開始する事業年度の開始の日から昭和二十九年の日に一回、また昭和二十九年中に開始する事業年度の開始の日から昭和三十年の日に一回、あわちいづれか一日の日において一回、あわせて二回再評価を行ひ得ることとしたし、また個人の事業用資産につきましても、昭和二十八年一月一日において一回、また昭和二十九年一月一日において一回、合せて二回再評価し得ることといたしてあります。なお、譲渡所得に対する課税の調整をはかるため、個人の有する家屋、土地、非事業用資産等の譲渡があつた場合には、これらの資産につきましては、昭和二十八年一月一日現在で再評価が行われたものとみなすことといたしてあります。

次に、再評価の対象となる資産は、第二次再評価を行うことができた資産と同種の資産で、昭和二十八年一月一日に有している資産としております。しかして再評価の基準は、第一次及び第二次再評価の基準設定の基礎とした昭和二十四年六月以後の物価の上昇を勘案して、土地については約十六割、減価償却資産につきましては約約五割、非事業用資産等については約

二割を、それ／＼さきの再評価の基準から引上げることとしたして行われているのであります。なお第一次再評価の基準日である昭和二十五年一月一日に所有していた減価償却資産のうち、昭和二十五年において定められておりました耐用年数がその後短縮されたものにつきましては、一般の再評価の基準によらず、第一次再評価の基準を一・五倍した金額から、昭和二十五年一月一日から再評価日までの減価償却額の限度額の累計額を控除した金額を再評価の基準とすることも認めてあります。

次に、再評価税につきましては、今回の再評価が第一次及び第二次の再評価と同様の性質のものであること等を考慮いたしまして、前回と同様に、再評価差額に対して百分の六の税率といたしてありますが、再評価税の納付につきましては、できるだけ再評価を十分に行ひ得るようすることを考慮いたしまして、法人の減価償却資産の再評価税は、従来初年度二分の一、二年度及び三年度四分の一ずつ納付することとなつていたのを、五年間に均分して納付することといたしてあります。また減価償却資産の再評価税の延納は、前回の再評価税額と合せた総額によりまして、法人については、昭和三十六年十二月三十一日を含む事業年度まで、個人につきましては昭和三十六年まで、これを認めることとしてあります。なお法人の土地等に対する再評価税は、再評価日から五年を経過するまでの間に譲渡等が行われない場合には、さらに三年間にわたつて分納を認めることとするともに、新たに再評価税の繰上納付の道を開くこととして

行われているのであります。

次に、個人の有する資産について再評価が行われたものとみなされる場合には、従来再評価差額から十万円を控除して再評価税を課税していたのを、十五万円を控除することに改めてあります。なお公益法人が収益事業に属する資産について再評価を行った場合には、収益事業の所得に法人税を課税している点にかんがみ、今回の再評価による限度引上分については、再評価税を課税することといたしてあります。

さらに、再評価の申告は、法人については、再評価日を含む事業年度終了の日から二箇月以内、また個人につきましては、再評価日を含む年の九月一日から十月三十一日までに行なうべからざることといたしてあります。また、再評価を行わなかつた法人は、申告書の提出を要しないこととし、また再評価を行わなかつた資産についての市町村別明細書の提出も要しないこととしてあります。

次に、再評価積立金の資本組入れにつきましては、再評価積立金の金額から納付すべき再評価税額を控除した金額の十分の九に相当する金額まではただちに資本に組み入れることができるようにし、また再評価税を完納した法人は、昭和三十三年一月一日以後においては、再評価積立金の全額を資本に組み入れることができることとしてあります。なお社債の発行限度につきましては、再評価積立金の十分の九に相当する金額をただちにその発行限度に算入することとしてあります。

第四は、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案でございます。その提案の理由を御説明いたします。設備輸出為替損失補償法は、設備を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制度を確立することによりまして、本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出の促進をはかることを目的としたものであります。同法の適用範囲がきわめて限定されておりますため、この法律に基く補償制度は利用されておらない実情にあるものであります。

しかしながら、設備を中心とする輸出の振興は、最近一段とその重要性を加えて認められますので、今回設備輸出為替損失補償法の一部を改正し、政府が輸出者に対して締結する為替損失補償契約の適用範囲を拡張することといたしたのであります。

改正の要点は、政府が輸出者に対して為替損失補償契約を締結することができる対象は、現行法では、重要物資の輸入市場を国際收支上有利な地域に開拓し、または国際收支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合の設備の輸出に限定してありますが、この制限を撤廃いたしました。すべの設備輸出に拡張することにより、別途御審議をお願いいたしております。日本輸出入銀行法の一部改正法案によりまして、新たに日本輸出入銀行の融資対象となる設備以外の重要な物資の輸出につきましても、これを適用することといたしたのであります。

その二は、最近の設備輸出の実情を見ますと、契約時から代金の回収時ま

での期間がきわめて長期にわたるものが多く、補償契約の期間の限度を延長する必要があるため、これを現在の五年から十年に延長することとした。

その三は、ただいま述べました補償契約の適用範囲の拡張に伴いまして、補償契約締結額が増大することが予想されますので、政府が締結する補償契約の締結総額の限度を現在の百億円から二百億円に引上げることとしたのでございます。

以上がこの法案の概要でございます。第五は、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案でございます。その提案理由を御説明申し上げます。

今回政府は、日雇労働者の業務外の事由による疾病または負傷及びその被扶養者の疾病または負傷に対して保険給付を行うことによつて、その生活の安定に寄与することを目的として、別途本国会に日雇労働者健康保険法案を提出いたしました。御審議を願つているのであります。この日雇労働者健康保険事業の経理を明確にするため、厚生保険特別会計に新たに日雇労働者健康勘定を設けることとするために、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容につきまして概略御説明いたしますと、日雇労働者健康勘定におきましては、保険料、一般会計及び郵政事業特別会計からの受入金、借入金、付属収入等をもつて歳入とし、保険給付費、借入金の償還金及びその他の諸費をもつて歳出としております。なお、経理上必要のあるときは、この勘定の負担において、借入金または一

時借入金等をなすことができることとし、さらに業務勘定におきましては、本勘定の設置に伴い所要の規定の整備をはかつておるのでございます。以上がこの法律案の概要でございます。

第六は、関税定率法等の一部を改正する等の法律案でございます。その提案の理由を御説明申し上げます。この法律案は、現下の情勢にかんがみ、若干の品目についてその関税率を引上げるとともに、暫定的に輸入税を免除しております品目を整備し、かつその免税期間を延長いたしました。わが国における当該産業の維持育成をはかることを目的とするものであります。その主要な点は次の三点であります。

その第一点は、セメンシナ外六品目の輸入税を引上げて当該産業の維持育成をはかることとするものであります。すなわち、セメンシナの現行輸入税率の無税を一割に、麦角の無税を一割に、サントニンの無税を二割に、群青の二割を二割五分に、カーボン・ブラックの二割を三割に、テレビジョン受像機の二割を三割に、及びこんにやく芋の二割五分を四割五分に引上げようとするものであります。

第二点は、児童給食用乾燥脱脂ミルク、重要機械類、大豆、原油、重油等の諸品目につきましては、暫定措置として本年七月三十一日までその輸入税を免除してあるのでありますが、これらの物品につきましては、諸般の事情にかんがみ、引続き昭和二十九年三月三十一日までその免税期間を延長するとともに、こうりやん及びとりもろこしにつきましては、畜産業を保護するた

め、飼料の製造に供せられるものに限り免税することとし、落花生については、採油産業を保護するため、採油用に供せられるものに限り免税することとし、また菜種及びからし菜の種等は、この種国内産業を保護いたしますため、船舶については国内造船業を保護するためそれらの免税措置を廃止し、他面、企業経営の合理化を促進するため、せん孔カード式統計会計機械を新たに免税品目に加えるとともに、重要機械類については若干その免税機械の範囲を広げようとするものであります。

第三点は、鉄鋼の需給及び価格の状況等にかんがみ、その輸入税を免除する必要がないと思料されますので、特定の場合を除き、鉄鋼に対する免税措置を廃止しようとするものであります。以上がこの法律案の提案の理由でございます。

第七に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。外国為替資金特別会計におきましては、毎会計年度の決算上の剰余金があるときは、これを一般会計の歳入に納付することとなつておりますが、この会計においては、外国為替相場の変動等に伴い損失を生ずるおそれがあり、これに備へるため、当該剰余金のうち、必要な金額を積み立てることが適当であると考へられるのであります。

以上この理由によりまして、この会計の毎会計年度の決算上の剰余金は、予算の定めるところにより一般会計に納付するものほか、この会計の積立金として積み立て、決算上不足を生じたときは、まずこの会計の積立金をもつて補足することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。第八に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の理由を御説明いたします。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十二月に設立せられまして以来、その適切な融資活動によつて、プラント輸出を中心とする貿易の振興に努めて参つたのであります。最近における貿易の状況及び同行の業務運営の経験等に照みて、同行の機能の拡充をはかることが適当であると認められますので、今回日本輸出入銀行法の一部を改正し、日本輸出入銀行の業務の範囲を拡張するとともに、その融資の条件等に改善を加へることとしたかと思つております。

次に、今回の改正案の要点を申し上げます。まず海外投資のための資金及び海外における生産事業を営みするための設備資金を融資の対象に加へたことでございます。輸出の振興をはかり、海外市場を確保するためには、国内産業と海外市場との資本によるつながりを緊密にすることが、きわめて有効適切な方法であることは申すまでもないところでございます。これがための資金は、その回収に長期間を要することが通例でありますので、この融資期間は一年以上十年までとし、やむを得ない特別の事情がありまるとときは、十五年まで認め得ることとしたのでございます。

その二は、輸出入金融業務の範囲の拡張であります。現行法では、日本輸出入銀行は、設備の輸出のために必要な資金の融資を行つておりますが、最近の国際貿易の傾向に対処し、設備以外の製品であつても、その輸出がわが国の輸出市場の開拓もしくは確保または輸入市場の転換に特に重要な場合には、その輸出のための資金を日本輸出入銀行の融資対象に加へるよういたしましたのであります。また、輸出振興のため特に重要な場合には、輸出契約の締結前でありまして、売りさばきの見込みが確実でありますとき及び設備等の輸出に關して入札保証金が必要であるときにも融資し得ることとしたのであります。設備等の輸出契約の国際入札の場合における入札保証金は、金額においても、その期間においても、市中金融の対象に取上げられたいことが多く、かねて各方面からこの点について強い要望があつたものであります。

その三は、輸入金融業務の拡張でございます。現在、日本輸出入銀行の輸入金融は、わが国の輸出の振興をはかるために、必要な重要物資について、その輸入のために海外における当該原材料等の生産事業を拡充する必要がある場合における前払金の融資のみに限定されておつたのであります。今回、この制限を緩和いたしました。経済の発展のために重要な物資で、前払金をしなければ輸入が著しく困難であります場合には、その前払金について融資し得るよういたしましたのであります。

その四は、融資期限を延長することにも、日本輸出入銀行が単独でも融資を行ひ得るようになった点でございます。最近の輸出入契約における決済条

入銀行は、設備の輸出のために必要な資金の融資を行つておりますが、最近の国際貿易の傾向に対処し、設備以外の製品であつても、その輸出がわが国の輸出市場の開拓もしくは確保または輸入市場の転換に特に重要な場合には、その輸出のための資金を日本輸出入銀行の融資対象に加へるよういたしましたのであります。また、輸出振興のため特に重要な場合には、輸出契約の締結前でありまして、売りさばきの見込みが確実でありますとき及び設備等の輸出に關して入札保証金が必要であるときにも融資し得ることとしたのであります。設備等の輸出契約の国際入札の場合における入札保証金は、金額においても、その期間においても、市中金融の対象に取上げられたいことが多く、かねて各方面からこの点について強い要望があつたものであります。

その三は、輸入金融業務の拡張でございます。現在、日本輸出入銀行の輸入金融は、わが国の輸出の振興をはかるために、必要な重要物資について、その輸入のために海外における当該原材料等の生産事業を拡充する必要がある場合における前払金の融資のみに限定されておつたのであります。今回、この制限を緩和いたしました。経済の発展のために重要な物資で、前払金をしなければ輸入が著しく困難であります場合には、その前払金について融資し得るよういたしましたのであります。

その四は、融資期限を延長することにも、日本輸出入銀行が単独でも融資を行ひ得るようになった点でございます。最近の輸出入契約における決済条

件の長期化に対応するために、現在の最長五年に制限していた融資期限を、きわめて特別な事由のあり得る場合には、十年まで延長するとともに、現在市中銀行との協調融資の方法によらなければ日本輸出入銀行が融資しない建前になっておられるのを、特に事情やむを得ない場合には、例外的に同行が単独で融資し得ることとしたのでございます。

その五は、日本輸出入銀行が、その業務を行うに必要な範囲内に限りまして、認可を受けて外国為替業務を営み得ることとしたのであります。

なお、以上の改正に伴いまして、この際日本輸出入銀行が設立後五年を経過した後は、新規融資を行つてはならない旨の制限を除くこととしたのでございます。

以上が提案になりました入法律案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○千葉委員 提案趣旨の説明は終りました。

○千葉委員 次に、本日日程に掲げました四十二法案中、ただいま説明を聴取いたしました入法案を除いた三十四法案を一括議題として質疑を行います。

なお本日の政府委員としての出席者は愛知政務次官、渡辺主税局長、河野銀行局長、東条為替局長、阪田管財局長の諸君であります。質疑は通告順によつて順次これを許します。小川君。○小川(豊)委員 私は先ほどこの法人税の問題で質問をしたと言つてはいましたが、内藤委員の方から、あれはも

うすで政府の方でも了承しているという話であるので、それなら質問する必要はないのですが、どういふことでしょうか。

○渡辺政府委員 答へいたします。了承しているというつもりは、実は私にはございませんが、前回の委員会では内藤先生が、これはもう国会の方では直すからと御宣言になつたやうでございまして、これは内藤先生の御宣言か国会の御宣言か知りませんが、国会の方ではお直しになるのでしたら、私の方ではそれについてとやかく申し上げることはないと申すことを申し上げたわけでございます。問題のあることはよくわかつておりますが、われわれの方としては、さらに研究させていたきたい、目下もう少し細部につきまして検討してみたい、かように考えております。

○小川(豊)委員 そこで先般私の方では、申し上げたのですが、協同組合——特に私は自分がかつて長く仕事をそこでしていた関係から、農業協同組合のことでは一番よく知つていて、農業協同組合の例で申し上げますが、この農業協同組合等はいわゆる営利法人でない、そうして今日においても、その経営が困難になつて、そういうことから、政府としても再建整備法を制定してこの育成強化をはかつて来た。さらに、それでもなお困難であるから、今回引続いて県区域上の連合会については、再建整備促進法を制定して、その整備をさらに促進強化しようとしてゐるわけでありまして、こういう点から、この法案については、引續いて課税上の特例を設けて、税制上よりも側面的な援助の態勢をとられたらどうか、こういうふうなことを考へておるのであります。再建整備促進法の対象となつてゐる農協は、健全な経営体として建て直つたとは言えない今日の状況であります。従つて一日も早くこの健全化を促進するためにも、税制上一層——ある一定限度までの免税措置を講じたらどうか。善処してほしい。ことに現在地方税においては、課税上の特例措置がとられてゐる。こういう実情から見まして、法人税においても、準備金の積立額が出資総額の四分の一に達するまではこの特例を設けたらどうか、こういうふうなことは考へるのでありますけれども、そういう御意思があるかどうか。一昨日も、その前提になるものは私申し上げてありますから省略して、この点をお尋ねしたいと思つております。

○渡辺政府委員 農業協同組合自体が特殊の使命を持つてゐることは、われわれもよくわかつておるつもりでございます。同時にまた県単位の農業協同組合連合会におきまして、経済が相当悪化してございまして、従いまして、そのための再建整備計画がさらに必要となり、それに必要な立法が提案されてゐるというところにつきましても、われわれの方にそのための、たとえば損失金の繰越しについての特例を設けてほしいという意味の要請が農林省からございまして、その必要な規定を入れることになつておることにございまして、そういう規定が入ることになつて提案されることになつておるもので、その間の関係も私存じておりますが、ただ同じ農業関係の協同組合と申しまして、昔の信用組合のような形のものとも、それから購買組合、販売組合といひますか、事業組

合の形のようなものと大分姿が違つておるに思つております。今度再建整備で提案されることになつております県単位の連合会の再建におきましても、その必要性を認められておられますのは、事業組合関係に限られておりました、信用組合関係のものは、幸いにしまして、そうした特殊の措置が必要でないほど一応の基礎ができておるやうに思ひます。なお協同組合に対するわれわれの方の課税実績を見て参りましても、単位協同組合におきましても、事業組合の方の関係は、剰余が出ましても、相当の部分は事業分重に配当した配当になつておりました、この分につきましては、かつての特別法人税がございました当初から、これは法人の剰余と見て課税することはしない、こういう措置になつておりました。現実の数字を——、私、詳細な数字を至急調べるように申しておるのです。手元にございませぬが、いわゆる事業関係の組合の方は、あまり課税の方の負担は、多くはないのではないかと考へられ、同時にまたその組合について、一応特に税制上でも相当めんどうを考慮しなければならぬというふうな感覚は出て来るのです。信用組合の方の問題になりますと、これに関連して信用組合におきましては、これは組合員だけの預金しかとらない。信用金庫のように、組合員外のいわゆる員外貯金はとらないといふところの一つの特殊性はございまして、他の金融機関といふ段階は違ひますが、相当共通した性格もあるわけでございます。協同組合に対する現在の税金の負担は、主としてこういうところにかかつておるやうでございまして、同時にそれにおける性格といふ

ものも、いわゆる事業組合とちよつと違つたやうな感じもありませんので、地方税法におきまして、今おつしやつたやうな規定のあることも存じておられますが、もう少し検討して見ませんか、今おつしやつたやうな措置が、すぐに政府として、それはぜひとるべきだといふ結論になるといふところまではちよつと行かぬのじやないか。私の率直な気持ちといたしましては、今度政府の方で税制調査会などつくりまして、全体的な税制の検討をやりまして、できればその時期にこの問題を一緒に検討して見たらどうかというふうな思つてゐるのであります。国会の方で別な御処置をとられればこれは別でございまして、われわれの方としては、そういうふうな気持ちでございます。

○小川(豊)委員 これは、地方自治体と政府との間の農業協同組合に対する認識の度合いという問題が出て来ると思つておりますが、府県では協同組合——それは特に農協の問題になりまして、これを主として政策の根幹として使つて行く以外に、この育成といふものを非常に重要視してゐる。ところがその点が政府では少し欠けてゐるのじやないか、ことにこの点をひとつ考へ直してもらいたいといふこと、それからもう一つは、この税制は実際において、全部やつたていくからでもないんです。いくらでもないのだから、これを免税にしても、政府としてもそう大したことはないと思つて、筋が通らなければいけないところが、そういう点から筋は通るのです。この昭和十五年かあの一項を持つて来て、支那事變が終了したならば、その翌年の十二月三十一日までによめる、こういうこと

の形のようなものと大分姿が違つておるに思つております。今度再建整備で提案されることになつております県単位の連合会の再建におきましても、その必要性を認められておられますのは、事業組合関係に限られておりました、信用組合関係のものは、幸いにしまして、そうした特殊の措置が必要でないほど一応の基礎ができておるやうに思ひます。なお協同組合に対するわれわれの方の課税実績を見て参りましても、単位協同組合におきましても、事業組合の方の関係は、剰余が出ましても、相当の部分は事業分重に配当した配当になつておりました、この分につきましては、かつての特別法人税がございました当初から、これは法人の剰余と見て課税することはしない、こういう措置になつておりました。現実の数字を——、私、詳細な数字を至急調べるように申しておるのです。手元にございませぬが、いわゆる事業関係の組合の方は、あまり課税の方の負担は、多くはないのではないかと考へられ、同時にまたその組合について、一応特に税制上でも相当めんどうを考慮しなければならぬというふうな感覚は出て来るのです。信用組合の方の問題になりますと、これに関連して信用組合におきましては、これは組合員だけの預金しかとらない。信用金庫のように、組合員外のいわゆる員外貯金はとらないといふところの一つの特殊性はございまして、他の金融機関といふ段階は違ひますが、相当共通した性格もあるわけでございます。協同組合に対する現在の税金の負担は、主としてこういうところにかかつておるやうでございまして、同時にそれにおける性格といふ

に規定してあるのだから、私は通ると思ふ。これはぜひそうしてもらつたらどうか。そんなに、そつちの審議にかけるとか、こつちでどうだと言わなくとも、これはできるのじやないか、こつちの、ひとつ……。

○渡辺政府委員 あまりくどく申し上げるのもどうかと思ふので、簡単に申し上げますが、税額は大きく大きなものではないこと、おつしやる通りだろふと思つております。ただわれわれの方をいましては、農業協同組合を考えた場合に、ほかの協同組合はいろいろ関係があるかといつても、よく考へなければなりませんし、全体的なバランスから見まして、全体をどういふふうに取り扱つて行くべきかといふ点につきましては、やはり同じ農業協同組合一つとつてみても、今申しましたように事業関係の協同組合と信用関係の協同組合との間には、これはどの程度の違いと考へるべきかは別といたしまして、相当の違いがそこにあるわけございまして、従ひまして、そういうような点をやはり一応割切つて考へてみた上で結論を出したいといふのが、われ／＼の方の気持であるといふことを申し上げまして、一応の御了承を得たいと存じます。

○内藤委員 ちよつと今のことに関連してお尋ねしたいのですが、信用連合会と事業連合会と違うのだとおつしやるが、なるほど性格の違つてゐることはその通りであります。しかし実質はこれは一つなんです。信用連合会がほとんど事業連合会に融資してございまして、そしてそれを一生懸命取立てておる。そのいろ／＼なしわ寄せが事業連合会に来て、それが結局こつちの整備促進法なんというものをこしらへなければならぬよになつて来た。だから、それは実際は二つのものではない。従来の農業会の時代はこれは一つでありましたが、そのときに、多少いろいろ弊害があつたから、今度は二つにわけられた。これは私はいふと思ふのですが、それが看板が二つだから、これは二つ切離して考へるべきだといふことにはならぬと思ふのでございまして。私も何としても今度の国会で、少数でもこの修正案は出したと思ひますから、主税局長はその腹つもりでひとつよろしく願ひたいと思ひます。

○渡辺政府委員 私も信用関係の協同組合と事業関係の協同組合とが、相互に補充し合ふような連繋にあることも一応存じておるつもりでございまして。同時にまた、一応事業が分業されておるだけに、やはりおの／＼からそこに仕事の性格がわかれ、また経済の実態もそこに違つたものがあるといふことも考へられるわけでありまして、これを別々なものとして別な扱いにすべきか、あるいはその共通的な性格をつかんで同一的な扱いに考へて行くべきか、こつちのようないふ点につきまして、さらにとくと検討してみたいと思ひますが、私が先ほど申し上げました趣旨でございまして、その意味で御了承願ひたいと思ひます。

○小川(豊)委員 これは今度銀行局長の方に尋ねたいと思ひますが、この間開発銀行の問題もあつたし、今またMSAの問題等が出ておりましたが、そうすると、当然見返り資金の問題が登場して来ると思ふのですが、見返り資金はどのぐらいの金額がどういふふう

に流されておるか、これは産業別にあつて資料でお願いしたいと思ひます。

それからも一つは、せんだつてから問題になつてゐる、株主金融という言葉が使われておりました、この間の説明を聞いてもわからなかつたのですが、その中で何か不特定多数といふことをこの間おつしやつてましたね。あの文章の中に不特定多数とあるのです、私は不特定にして、かつ多数といふふうに聞いておるのですが、どつちがほんとうなんでしょうか。

○河野(通)政府委員 不特定多数といふことがございまして、それは不特定かつ多数といふことに私は解決しております。

○小川(豊)委員 そうしますと、不特定多数といふことと、不特定かつ多数とはどういふ違いがあるのか、違ひがないのか。

○河野(通)政府委員 不特定多数と申しますと、普通の場合には、不特定かつ多数であろうと思ひます。ただ特別の場合には、不特定または多数と読む場合もあると思ひます。本件の場合におきましては、不特定かつ多数といふふう

に解釈しております。

○小川(豊)委員 私はこの問題は、不特定多数とあるのを、不特定にして、かつ多数とあるのか、その点をお聞きしておるのです。

○河野(通)政府委員 御指摘の規定は、貸金業等の取締に関する法律の七条第二項に「前項の「預り金」とは、不特定多数の者からの金銭の受入で」と云々と書いてあります。この解釈は、私ども

もは不特定かつ多数、こつちのふつに解釈いたしております。

○小川(豊)委員 そこで私お尋ねしたいのは、不特定多数といふことになつておる。それをあなたの方は、不特定にしてかつ多数といふことに、二つのもの一つに都合よくまとめて解釈して、要するに拡大解釈をしておるのではないかと考へるのですが、不特定多数と不特定にしてかつ多数といふのは別にかなりはしませんか。

○河野(通)政府委員 不特定かつ多数の方が不特定または多数よりも非常に制限されるわけでありまして。拡張はございません。むしろ制限して解釈いたしております。さういふ御了承願ひます。

○千葉委員 井上君。

○井上委員 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案、これに關係した政府委員来ておられますか。

○千葉委員 来ております。

○井上委員 だれ／＼ですか。

○千葉委員 銀行局長と為替局長で(笑)

私伺いたいのは、国際復興開発銀行から、わが国の産業開発のために外資の導入をしようといふことでもあります。この開発銀行が、日本の産業の中で特に融資をしてもよいといふ対象になつておる産業は、一体何と何を向うはさして来ておるか、これが第一点。そして今までの交渉の経過から、いかなる産業が融資を受けておるか、また受けてないのか、今度が初めてであるかといふ点を聞きたい。

その次に伺いたいのは、今度の四千万ドルの融資の対象になりましたものは、電力設備の合理化を目的として、主として火力発電のボイラー、機械等を買入れたいといふ思ふか、これを設備してやりたい、こつちの思ふが、この機械、ボイラーといふのは、向うの品物を買入ることになりはせぬかと考へられますが、そういう火力発電所用のボイラー及び機械は国産品ではだめですか。どういふわけで国産品は使わずに外国の物を使わなければならないかといふことを——これはちよつとむづかしいのじやないかと思ひますが、(笑)どうございましょうか。

○東条政府委員 お答え申し上げます。第一点の、今まで国際復興開発銀行と日本側の交渉はどういふふうになつておるかといふ点ですが、先般国際復興開発銀行の調査団、あるいは副總裁が日本に参りました場合に、日本側といたしましては、全般的産業開発の關係から重点的に考へておる事業計画といふものには、たとえば水力、あるいは鉄道の電化、あるいは農業の灌漑排水の施設、その他いろいろの計画があるのだといふ日本の現在の何と申しますか、重点産業の開発、あるいはそれに必要な資金の話は、全般の産業開発計画といつたしまして先方に説明をいたしております。それで具体的に、その後国際復興開発銀行との間に、いわゆる外資導入の問題について具体化しておるものはどういふものがあるかといふ点になりますと、これはただいまお言葉のございました火力発電機械の約四千万ドル、これが具体化をいたしまして、私どもの観測をもつていたしますれば、遠からず、きわめて近い将

来に話し合いが成立するのじやなかろうかと考えております。

なお政府といたしましては、この火力発電機械の四千万ドルの分のほか、水力発電につきましては、日本の現在の産業資金、あるいは開発計画上、外資導入が望ましいものであるという点で、約一億二千万ドルの水力発電の所要資金につきまして、先方いろいろ説明をいたしております。しかしながら、この一億二千万ドルはまだ具体化しておりません。いろいろ先方に説明をいたしておる段階であります。それで国際復興開発銀行からの外資の導入は、今申し上げましたこととおわかりいただけましたように、ただいままで成り立たなかったものはございませぬ。今回の四千万ドルの具体化したしておりますものがまず第一というふうにお考えを願いたいのでございます。

次に、この火力発電の機械は、米國製の機械を購入することになるのではないかと、この点でございませぬが、これはお言葉の通りであります。米國製の火力発電機械四基を購入いたします代金が約四千万ドルでありまして、この機械の代金を、今回は国際復興開発銀行から借り入れた、かようなことになっておるわけでありませぬ。

次に、この程度の火力発電機械であるならば、国産で間に合わないかという点でございますが、これは、今回の四基の火力発電機械の購入につきましては、政府側といたしまして民間のメーカーの意見を相当聞きまして、もちろん慎重に検討いたしました問題でございますが、日本のただいままでの設計、あるいは技術の水準をもつていた

しますと、今回予定いたしましたおりました高圧の発電機の製作は、この際としてはできない。そこでこの四基をいわばサンプルという意味におきまして入れる。御承知のように、最近のよう電気の状況でございますので、ぜひ関西、中部、九州につきましては、発電計画の關係で早急にこの発電機械をすえたい、設備を整えたい、こういう要請がございましたので、今回は遺憾ながら日本の現在の産業、あるいは技術水準では、この際速急につくるといふことはできないから、四基をサンプル輸入という意味において入れまして、今後はできるだけ、この種の高圧のはかつて参りたい、かような結論になりました。この四千万ドルの方は、米國から火力発電機械を購入しようというに、政府といたしまして決定になりました。それ、三電力会社の者、あるいは日本開発銀行の当事者が向うに参りまして、現地の大使館とも連絡の上で話し合いを進めていくかのような段階でございます。

○井上委員 よくわかりました。そうすると、この四基はどこへ送りますか。

○東条政府委員 予定いたしましたおりました会社は、中部電力、関西電力、九州電力の三会社でございます。中部電力一基、関西電力二基、九州電力一基、合計四基でございます。

○井上委員 関西、中部、九州ということですが、日本で電気の一番安いところはどこだと思っておりますか。

○東条政府委員 一番安いのは中部です。一番高いのは中国、四国、九州となつておる。この一番高い方面に火力

発電でも増強して、電力料を引下げるといふことなら話はわかるけれども、一体どういふわけが安いところへそういうものをすえつけねばならぬのか、そこに一つわれわれは問題があると思

○東条政府委員 なぜこの三社に限定したかという点でございますが、これらの電力会社の火力発電設備の購入という事は、やはり関係当事者が、ぜひ自分の会社に火力発電機械を入れたらという当該会社の考え方というか、意欲と申しますか、そういうものがやはり基礎になるのでございまして、政府といたしましては、それらの三会社がぜひとも米國から機械を入れたいという非常に熱心な希望がある。また国全体の立場から見まして、そういう計画が適當であろうというときに初めて政府といたしましてあつせんし、協力をするとすることになっておりました。関係の会社におきまして、そこまでの創意と申しますか、考え方が熱しておられない会社に対しては、ひとつお前の方で開発銀行から借入金をして、アメリカの機械の輸入をやつたらどうかということまで、全体の計画からい

たすことは、さしあたりのところいか

がなものであろうかという考え方をとつておられます。今申し上げました三電力会社の問題は、これらの会社が自分のイニシアチブによつて、ぜひともこの際米國の機械を入れたい、しかも

それが国全体の立場からわれわれが見

ましても適當であろう。かような観点から政府といたしまして協力いたしておる次第であります。

なお井上委員のお話の、料金がこれによつてすぐ下るかという点は、私どもはこの火力発電設備を入れまして、すぐには料金下がるとは思っておりません。しかしなほ御意見でございますので、通産省その他関係方面とも連絡をいたしまして、調整をいたして行きたいと思ひます。

○井上委員 あなたは事務当局でございませぬから、政治的な意見は責任上なかなかはずり述べられない立場にあると思ひますから、これ以上あなたにこの問題で何つてみても、結局事務的答弁を脱するわけには行かぬと思ひます。問題は、御承知の通り日本の電力は地域差が至るところにございまして、最もひどいのが中国、四国、九州というところになっておられます。この地帯に水力発電を思うように行かないから、火力発電をひとつ増強しようということならば、やはり国内資金が思うように行かないときでありますので、国際復興開発銀行から外資の導入をするということも考えられますけれども、そういう全体的な電力の増強に必要な問題を考えることなく中部にそういうものを増強すれば、それだけ中部の配電会社がもうかることになつてしまふだけであつて、これでどれだけ電

料金が下るといふことも明らかにされておらないのに、簡単に私どもはそれはいいことだとは言へませぬ。だからこれは後ほど通産省の責任者をお呼びして、もつと具体的に伺いたいと思ひま

すから、この問題はこの程度にしておきたいと思ひます。

次に、食糧管理特別会計法の一部改正の法案について、食糧庁長官が急ぐそふですから、先に伺つておきたいのですが、この法律によると、学童給食のために必要とする政府所有麦の払下げについて、特にこれを安く払い下げ

るために食糧に穴があくから、一般会計からこれだけの金を出していただいたら、こういう改正案のようでございます。これはどういふわけ、いつまで食糧がこういう経費を出さなければならぬことになりませぬか、これは大蔵省の主計局にも伺いたい。それから払い下げの麦は外麦ですか、内麦ですか、その点を明らかにしてもらいたい。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。御承知のように、わが国の主要食糧の需給といたしましては、米と麦類と総合いたしました上で、必要量を確保することになつております。従来の食糧の關係上、わが国では粒食の傾向が非常に強いわけでありませぬが、今後といたしましては、粉食の普及ということも、食糧需給上必要でございますので、学童から粉食にならす、こういう意味におきまして、外麦を特に政府が半額を持ちまして、直接給食の方面に払い下げて、その普及をはかつておる次第であります。

○井上委員 主として外麦でありませぬが、外麦を半額で学童給食に払い下げるということ、趣旨としてはけっこうであります。この問題に關連して、最近の食糧の需給關係を見ておられますと、政府のそういう非常な努力にもかかわらず、粉食の普及というものがそれほど徹底し、かつ拡大いた

してないという事は一体どういうわけか、どこに原因があるか、この問題は、国際収支の均衡の上からも、できるだけ高い外米の輸入を外米に切りかえようという大きな要求も一部には起つておるときであり、政府みずからもそういう方針を今度明らかにされて来ておりますが、現実には、しからば粉食がそれほど普及及発達しておる、それだけ外米を多く入れて、外米が減るだけになつておるといふ具体的な実例がありませんか。あなたの方で立てておられます需給計画では、ことし外米を何ぼ減らすというのですか。そうして国内の米の買上げをどれだけ減らして、その反面をどれだけ多く粉食さそうというのですか。それは大体わかつておりますか。

○前谷政府委員 全国的に申し上げますと、主要食糧の需給といたしましては、半月分を米でまかないまして、その他の部分を小麦粉及び精麦でまかなうことに考えておられて、この関係は従来とかわりはない次第でございます。今お話がございました外米につきましては、本年は九十万トンの輸入を計画いたしております。昨年度におきましては、計画は百万トンでございましたが、実際のアライヴァルは九十一万トンであります。昨年度買付の本年度への繰越し等も考えまして、そうしてアライヴァルにおきましては、昨年度と同様に考えまして、本年度の買付を九十万トンといたした次第であります。

麦につきましては、井上先生も御承知のように、米とは制度が違つておりまして、農家の希望に応じて政府が買

い入れる建前になつております。この国内の麦につきましては、現在昨年度の実績とほぼ同様の程度を考へておりますが、これは今後の推移によりまゝと、その数量等は的確に把握できないかと思ひますが、麦全体といたしましては、国内の出まわり数量を昨年度と同様と見まして、大麦を六十二万トン、小麦につきましては百五十七万トンを輸入する計画であります。

○井上委員 そうしますと、本年の米穀年度と米穀年度の米食率という問題には、あまり大きな変化はない、こゝういふことが大体想定されるんじやないか。問題は、どうしても米食を中心にしておりまして、日本の食糧問題は解決しない。どうしても粉食に移行する強力な政策がとられなければならぬ。ところがその方面の政策は至つて貧困である。現に、かりにやみの内地米が百四、五十円という見当でございまして、パン食をいたしますと、やみ米を買つた方が家計の上の負担は軽いといふことがいわれておる。これを一体食糧庁長官はどう考へておられますか。やみ米を一升百四十円なり百五十円で買つか、パン食をするかということになれば、やみ米の方が家庭の負担が軽い、主婦の労力がそれだけ多く省かれるといふことがいわれておる。この問題が具体的に解決されなければ、粉食の普及はできません。現に米の場合と、パンを加工して店頭販売をいたします小売価格の上では、たしか一五%ぐらいに上つておると思ふ。米一升の価格を一〇〇とすると、パンの方が一五%ぐらいではないかと

思つておる。だからパンの加工費をもつと引下げて、もう少し味のいいパン

を一般に売るようにする、あるいはこれに付随するバターなり他の蛋白、脂肪給源の値段をもつと引下げるとかいふ対策が具体的に講ぜられなければ、粉食の普及はできません。そういうものが一向積極的に国策として取上げられずに、どうしても外米を少うして、外麦を多くしてやつて行くことができませんか。それらについて積極的な考へてあります。

○前谷政府委員 ただいま井上委員のお話のように、粉食の普及につきましては、国民の嗜好を粉食に持つて参りますとともに、その粉食が経済的に粒食の代替として均衡した形になり得ることもがもちろん必要かと考へられるわけでありまして、もちろん御承知のように、粉食につきましては、その副食物の点が非常に問題になるわけでございます。また日本の現状といたしまして、畜産物の価格を一挙に下げて参りますことは困難でございまして、漸次畜産物の増産をやりまして、それによつて副食物の供給を増加せしめまして、それと相まらして粉食の普及をやつて参りたい。しかしこれには相当の時間を要するかと存せられますので、食糧需給の面といたしましては、そういうテ

ンポとらみ合せて、現実にはその年々の必要量といふものは、国内生産とにらみ合せて輸入をいたしたい、かように考へておるわけであり

ます。またその点につきまして交渉が妥結いたしておらないわけでございます。今後といたしましては、黄変米の発生が雨期以後の米については、買付といたしましては、雨期以後の買付を差控したいといふことで措置いたしておるわけでございます。現在入つておる黄変米につきましては、まだ処分をいたしておりません。ただこれにつきましては、現在厚生省と協議いたしまして、黄変米の内容を一%以内、一%から一〇%、一〇%以上というふうにしわけをいたしまして、そのしわけに従ひまして、衛生上の面とも相談いたしまして、その用途に従つて売却いたして参りたい、かように考へておるわけでありまして、まだ現在売却いたして

○前谷政府委員 お答え申し上げます。米の持越しは三万五千トンでありまして、御承知のように、向うの精米はみから精米いたしますので、当然に砕米ができて参るわけでありまして、食糧庁といたしましては、この砕米の混入率をきめまして、一般的に輸出品の普通の規格において入り得る砕米を限度といたしまして、輸入をいたしておるわけでございます。この砕米の用途につきましては、井上先生も御承知のように、主としてみそにまわしておるわけでございます。なお黄変米の問題でございますが、これにつきま

しては、種々交渉をいたしたわけでございますが、向うの国産の規格には、黄変粒の割合といふことにつきまして規格がございせんので、これを虫害として交渉をいたしたわけでございます

するが、まだその点につきまして交渉が妥結いたしておらないわけでございます。今後といたしましては、黄変米の発生が雨期以後の米については、買付といたしましては、雨期以後の買付を差控したいといふことで措置いたしておるわけでございます。現在入つておる黄変米につきましては、まだ処分をいたしておりません。ただこれにつきましては、現在厚生省と協議いたしまして、黄変米の内容を一%以内、一%から一〇%、一〇%以上というふうにしわけをいたしまして、そのしわけに従ひまして、衛生上の面とも相談いたしまして、その用途に従つて売却いたして参りたい、かように考へておるわけでありまして、まだ現在売却いたして

○井上委員 この黄変米が発見されたのは相当早くからでありまして、どういふわけで食べられぬものを高い倉庫料を払つて持つておるのですか。そんなものはいかぬものはいかぬとして、しようちゆうでもなんでも原料になるのですから、早く処分した方がいいのです。倉庫料を払つて、なぜいらぬものをじつと抱いておるのです。そういうことをしていらぬ金を使つて、そこに大きな何があるなら別だけれども、食糧にならぬといふことがはつきり断定されている以上は、工業用に向くのでありますから、その方へ早く処分されたらいい。

それから給食の問題ですが、単に半額で麦粉を渡しておいたらそれでいい、それで給食が済んだと思つたら困る。あのパンは、あなた方一体まともに食べるパンが給食されてい

ると思つてまんのか。たいがいの子供は持つて歸つたり、そこで相当なやつにしているんだが、あれがあたりまえに食べるものとあなた方は思つていますか。一ぺん長官みずから学校へ行つて見てみなければ。実際もつと味のあつて、子供の喜ぶパンをつくつてやらなければ、いかに多くのものがそまつにされてゐるか。そういう点についてもつと検討したことがありますか、どうですか。

○前谷政府委員 ただいまのパン食の技術の向上につきましては、もちろん現在の段階が満足であるというふうには考へておりませんが、文部省とも連絡をとりまして、技術員を派遣し、パン食の指導はできる限り努めておるつもりでございます。たとえば今度の給食につきましては、ビタミンB2を入れました、エンリッチをするということを考へておりますし、またいろいろ技術普及の面につきましても、努めておるつもりでございます。

それからもう一つの、前に仰せになりました黄変米につきましても、実は黄変米の原因でございますが、黄変米の種類ございまして、タイ国黄変米とか、あるいはイスタンデニアとかトクシエカリウムとかいろいろな菌が黄変の原因になつておるわけでありまして、その中に毒性を有するものもあり、またそうでないものもあるわけでございます。今まで東京と新潟と大阪の大学にも委託いたしました試験をいたしました。また厚生省におきましても、食糧庁の食糧研究所におきましても、その菌の性質等を試験してございまして、今日まで遅れたわけでありまして、現在までに判明いたしましたところでは、そ

の菌の性質は、タイ国黄変米とイスタンデニアということになつておるわけでありまして、トクシエカリウム等の従来の菌よりは、その毒性は少いように聞いておるわけでありまして、大体の結論が出ましたので、その結論に従ひまして、厚生省と連絡をとつて用途別の配分をきめたい、かように思つております。

○井上委員 食糧関係はいろいろの機会にいたしまして、この際管財局の方に伺いたいのですが、国有財産の一部改正に關連して、先般虎ノ門の公園の処置について、本委員会ではいろいろ政府の所信を伺ひ、政府から政府として決定した方針は発表されたものでありますが、管財局の所管において、特に旧軍用施設等を民間に払下げ、あるいは貸しておる物件が相当あると思ひます。最近ではおおよそどれくらいそれらのものがありますか。それから特に伺いたいののは、大阪の枚方陸軍砲兵工廠が最近小松製作所に使われることになつて、仕事が始められておりますが、この枚方工廠はいかなる物件が、いかなる条件で貸されておりますか。

○阪田政府委員 旧軍用財産につきましては、土地、建物、機械等いろいろあるわけでありまして、占領地域中からだん／＼と処分して参りまして、機械等にありましては、非常に多数のものがすでに貸付、あるいは売却になつてゐるという状態でありまして、土地、建物等につきましても、大体処分可能なものは処分ができておるわけでありまして、火薬庫とか、燃料庫、その他非常に大きな施設でまだ残つておるものがございます、こういうもの

については、どういふ方法で活用したら最も適當であるかということ、ただいまいろいろ検討いたしておる次第であります。それでお尋ねの枚方の工廠の跡の問題であります。そこにあります土地建物、それから機械は全部ではありますませんが、機械のうちで必要なものを小松製作所に売り払つて、これを使用させるということを進んでおります。

○井上委員 今すぐ具体的な資料をお持ちせぬかと思ひますので、この小松製作所にあつた広大な枚方工廠跡を売ることに決定したのですか、売つたのですか、まだ売らないのですか、それとも目下は貸してゐるのですか、それを一ぺん明らかにしてもらいたい。

○阪田政府委員 枚方の地区につきましては、売り払ふことに大蔵省としての方針が決定しまして、契約の内容等も確定いたしております。ただ手続が、まだ現地の財務局と会社との間に済んでないかと思ひますが、大体もう済むばかり、あるいは済んだかもしれないという程度の状態になつております。

○井上委員 そうすると、今売払ふことに決定したのですか。それまではどうしてゐたのですか。

○阪田政府委員 売払ひの約束が成立いたしましたので、その事前の措置をいたしまして、立入りすることを認め、現在まで使用されております。

○井上委員 売払ひの決定はいつです。

○阪田政府委員 ただいまはつきりした時期を、手元に資料がありませんので、記憶しておりませんが、昨年の末

だつたか、本年の初めであつたかと覚えております。

○井上委員 そうしますと、売払ひ前に、すでに向うにたくさん職工が入り、仕事が始められ、準備が進められておりますが、それは単なる設備の調査というふうなことで人を入れたのですか、看板をかけたのですか。どういふことでそれは一体、ちよつとそこがおかしい、あれだけ大きなものを処分するのに、局長がいつやつたやうなこつちや、それはちよつとややこしい。ものすごいもので、それを、今よくおわかりでなければ、一体あの敷地総坪は何坪で、建坪がどれだけあつて、坪何坪で売り、建物の評価はどれで、機械は、どういふものがどれだけあつて、どういふことを至急にひとつ資料として提出をお願いしたい。

なお、これは私どもはよくわかりませんが、金額がさほど大きなものでない場合は、大して世間もその問題にしませんけれども、相当大きなものが、まつたく事務的にやみからやみへ取引された結果が、いろいろな非難と不平が起り、問題を起します。だから、こういう大きな物件は、できるだけやつぱり公正に扱ひ特別な委員会を設けるなり、またはできるだけ国会の方にもその経過を一応報告するなりして、そういう公正にやつて行くという新しい一つの行き方を私はとるべきではないかと思ひますが、そういう点に対してどうお考えです、局長は。

○阪田政府委員 枚方工廠の使用の關係であります、処分の時期等を、あ

まり不正確なことを申し上げてもいかがかと思ひましたので、先ほどのような御返事を申し上げたわけでありまして、枚方工廠を小松製作所に売払ひという話につきましては、昨年早くからもう話が進んでおりました、いろいろその間の経過がありましたので、最後に形式的に、事務的に本省の決定がされたという日は、明確にその日を記憶しておりませんので、さつきのようにならぬかといふ点におつたやうな日もわからぬくらいにおつたやうな日とおつたと、ちよつと恐縮に存するわけでありまして、それから契約の話がきまりました、あの工廠を小松製作所が買つて使うことになりました。これは、やはり小松製作所としても、あらかじめその中に立ち入つて、いろいろと調査をいたす必要があつたと思ひます。機械等は、非常に多数の機械がありまして、これは会社側としても調査しなければなりませんし、私たちの方としましては、正式に売払ひということになれば、これはいろいろと調べて、特に機械等についてはいろいろと調べて、詳細に現物について調べるような段階があるわけでございます。そういう手続を経るので、ひまもかかりますし、相手方も立ち入らせねばならぬという問題が起つて参るわけでありまして、それから立ち入らせる次の段階になつて、先ほどちよつと御指摘がありましたように、話が済みましてから、いろいろとそういうことのために、全体の調査が終了して本契約が結ばれるというときまで、ひまがかかりますので、その間につきましては、一部について、これを動かして

みるということも起るわけでありませう。さうな場合には、もちろんただで会社に使用せよということをしていたしては、理由なく会社に固有財産をただ使用せよというふうな処置はとつておりませうから、さう御了承願いたいと思ひます。なおさういふ大きな固有財産の処分方につきまして、いろいろ関係方面の意見も聞くようなことを考へたらどうかというふうなお話もございまして、まことにございともな点もあるように思ひます。現に今四日市燃料廠等につきまして、これは通産省の方であります、さういふような機構が設けられたような例があるわけでございます。正式なものではありませんが、設けられたような例もあるわけでありませう、まあ非常に重要な施設、問題のあるもの等につきましては、さういふことを考慮するの、確かに一つの方法であろうといふふうには私どもも考へておられます。ただ実際に、具体的に、ああいう大きな日本のいろ／＼の産業上にも重要な影響があるといふような施設を処分いたしますにつきましては、われ／＼として、単に事務的にこれを売却するかか貸付するか、国有財産としての収入を上げればよいといつたような観点から事務的に処理しているわけではありませう、やはり関係する各省方面に、それ／＼の行政上の立場からの意見を求めまして、さういふ意見等も総合勘案した上で、最終的な処置を決

定いたしてゐる。かような手続を今でもとつてゐるわけでございますが、その辺のところも、御了承願いたいと思ひます。

○井上委員　さうすると、売払いを決するまでに、あの一部を動かすために貸した。もちろん貸付料をとつたといふのですが、どれくらいとりましたか。それから売り払つたと言われれば、総額でどれだけの金額になつておりますか。それは大よそわかつてゐるでしょう。

○阪田政府委員　貸付料の徴収につきましては、基準といふか、内規といふようなものがございます、大体機械から機械を貸します場合には、その機械の評価額から換算して、毎年の貸付料をきめるといふような方法で算出したものをとつておるわけでありませう。具体的にも今回の場合にどれだけの機械を貸して、どれだけの使用料を収入したかといふことは、ちよつとたゞいま資料がないのでわかりかねますから、御了承願ひます。

それから小松製作所に売り払いました土地、建物、家屋は、あそこの故方地区のうちの一全部ではありません、一部であります、その金は、これも正確な数字をちよつと申し上げかねます、大体十億足らず、九億何千万円といつたような金額でなかつたかと記憶いたしておられます。

○井上委員　今お話を承りますと、局長の方でも、まだ十分具体的に資料をお持ちでないように思ひますが、この問題は非常に重要な問題であります。特に予算関係においては、わずかに千

円で、二千万、一千万といふ予算も、国会で審議をされて承認を得なければ、政府は一銭も使うことはできません。それによつて設備いたしました国の財産が一局の、一つのものの考え方で処分をされるということについては、これは国会としても、国民の血税によつてできたものでありますから、その処分が正当に行われてゐるやいなやといふことについては、当然われ／＼はそれに十分な監察を加へて行かなければなりません。さういふ必要から、今あなたのお話になりました売渡しを決定する以前において小松製作所に貸し付けました機械の台数、種類、それから評価額による貸付料、土地、建物、さういふものをいかなる条件において貸し付けて、いかなる貸付料を徴収したか、その徴収したときの受取り、それからこれを九億円に大体評価をしたといふが、その評価の根拠といふ詳細なる資料を至急に提出を願ひたい。それによつて、私はさらにこの問題について質問いたします。今は質問を保留しておきます。

○小川(豊)委員　私も国有財産の処分の問題——これはちよつと小さい問題ですけれども、やはり私の県の方に、ついでに千七百坪ばかりの地所を、二十五年か六年に坪当たり二十円ぐらいで管財局で払い下げられて、そして払い下げられた人は、それを坪当たり四千円ぐらいで売つてしまつた。しかもその払い下げられたものは条件がついてゐる。昭和三十四年か五年までは郵便局の局舎に使うといふ条件でこれは払い下げられた。ところがその人はもうかるから、郵便局の方はやめて、それをよそへ売つてしまつたといふような話を聞いて、たいへん郵便局

自体が困つてゐるということを聞いてゐるのですが、さういふふうには、昭和十四年か五年まではこれを局舎に使わなければいけないのだといふ条件がついてゐるにかかわらず、さういふ条件が無視せられて、高く売られてしまつてゐることを聞いてゐるのですけれども、さういふことは、もつと嚴重にすべきではないかと思つて——三十四年までは郵便局の局舎に使わなければならぬものを売つてしまつて、それを管財局の方で認めてゐるかどうか、その辺をちよつとお伺ひいたします。

○阪田政府委員　お話の問題、初めて伺つたことありまして、どの、どういふ場所の、どういふ場合の問題であるかちよつとわかりかねるわけでありませうが、ただ御質問のように特定の用途に使う、さういふような条件を付して売り払います場合には、その条件に定められた目的外に使用した、転売したといふような場合には、これは国の側で契約を解除する、なお解除したに ついて国が損害をこうむつたような場合には損害も請求する、さういふたよ うな約束といふか、契約条件も当然入つてゐるわけでありませう。お話の通りでありますれば、さういふような条項を援用して、国として当然はつきりした措置をすべきものであらう、か ように考へておられます。

○小川(豊)委員　それから、これは千葉県の銚子の方に干潟といふところがあつた。あそこに飛行場がありませう、あそこに郵便局ができてゐる。あそここの郵便局は、やはり三十四年といふ条件をつけて払い下げたものを、ついでに坪三千万か四千万で売られ

て、局は立ちのかなければならぬ、さういふような話を聞いてゐるのを、あわせて調べておいてください。

○井上委員　さきに質問を保留しておきました国際復興開発銀行の融資の問題ですが、ちよつとお伺ひをいたしたい。

さいぜん大蔵当局の方からの御説明によると、四千万ドルの外資の導入は中部電力、九州電力、関西電力、この三つの火力の発電に必要なボイラー、機械等をアメリカのものを買いとつたことらしいですが、私の聞いておりますのは、あなたの方は、電力の全国的な不均衡の上に立つて、たとえば中国、四国、九州といふように非常に電力料の高いところ、水力電源が十分でないために非常に電力料が高い、この高いところをできるだけ安く引下げるということのために、外資を導入するといふことならば話がわかる。ところが私ども十分よくわかりませうけれども、全国の九配電の中で、一番電力料金の安いのは中部電力である。この中部電力に一台三十六億も七億もするよ うな機械をすえつてくれるといふことは、一体どういふことか、さういふことになつたのか、さういふようなものがあるならば、四国においても、四国の電力会社の社長は奈半利川を中心とした電力の開発が絶対必要であり、その開発によつて、非常に電力は安くなるといふことが国会に訴へられて来てゐる。現にその電源を、住友の財閥が横取りしようといふ策動があると思ひまわつてゐる。国内において、さういふ大きな資本を動員して開発が可能なりといふところがあるのに、さういふところに向力を入れない、火力による

発電力を増強するというのは、どういふことかから来ているのですか。火力でやりますか。結論は、結局は石炭と重油という問題になつて来るが、一体今日石炭と重油を使うことによつてどれだけ電気料金が下るといふ見通しがありますか、これを明らかにしてもらいたいですか。

○千葉委員長 説明員といつたしまして、通産省公益事業局火力課長の三田村正二郎君が出席中でありまして、発言を許します。三田村説明員。

○三田村説明員 公益事業局の火力課長の三田村でございます。ただいまの御質問に對しまして、私の知つていふ範囲におきましてお答えいたしたいと思います。

現在のが国の電力事情から見まして、比較的短時日にでき、建設資金も水力に比しまして安いところの火力発電所が、最近相当落成、あるいは工事中であることは御承知だと思います。ただいまお話にありましたところの九州電力、関西電力、中部電力の三電力会社が、外資導入によつて向うの機械を入れる件につきましては、御承知のようにわが国の電力会社のうちでも、九州、関西、中部と申しますと、相当火力のウェートの重たい地区でございます。従いまして、火力発電所の建設に對する意欲というものはかなり強いのでございます。御承知のように向うから入れます機械は、現在日本が持つてゐる設備の蒸気条件よりもいゝわゆる圧力の高い、蒸気温度の高い設備を入れまして、熱効率の非常によい発電所にするわけでございます。従いまして、むしろその発電コストといふものは、既設のものに比しては、

すとは相当低下するわけでございます。つまり使う石炭の量が少なくて、一定のキロワット・アワーを出すわけでございます。従いまして、話が重複しますが、けれども、いゝわゆる水力地点、あるいは火力地点と申しますか、その会社の開発計画からならみまして、非常に火力のウェートの重い会社、しかも非常に建設の意欲の強かつたところがあるにふうに申し出まして、きまつたやうなわけでございます。

それから電気料金の問題につきましても、実は私直接関係しておりませんが、完成しませんが、今度の火力発電設備よりも、電力単価は決して上らないといふことは事実でございます。

○井上委員 これだけの大きな外資を導入して、しかもその外資が火力発電に主力を注がれるというのですが、日本の電源の開発というものが大きな国策として取上げられて、そのうちの特に水力の電源開発というものが将来日本が主力を注がなければならぬ、石炭といふものには一定の限度が来ておる、またこれを電源に使うことは非常にコストが高くつく、石炭にかわるに重油、こういふことになれば、外貨といふところが、ここに問題になつて来る。そういうことから、少々金はかかるけれども、将来のわが国の動力源としては、水力の方面に主力を注がなければならぬといふ一定の国策というものがそこにあると私は思うのです。単に地元の電力会社が非常に熱意が高いといふことだけで、この機械をすればよけいもうかるだらうから、それはもう言うて来るでしよう。言うて来るでしようけれども、それを一々聞いておつた

ら、国の大方針は貫かれませんが、だから、現実にあなたの方が長い目で見まして、火力による発電のキロワットに對する施設費と、水力による発電のキロワットに對する施設費といふものが一体将来どういふことになつて行くかというところについて、もつと検討を加えてもらふねといふかぬのではないか。なるほど現実には、火力の方が手取り早いから、出力の割合にはその施設費といふものが安くつくでしよう。しかし長い目で将来を考へれば、どうしても火力は水力を補う一つの暫定的な施設にすぎないといふことを、われわれは考へて行かなければならぬと思つておる。あなたも、あなたも考へておるか。あなたは火力の方の仕事をしておつて、何ゆゑに地域差の問題を考へないのですか。関東、中部が非常に安く、四国、九州、中国が非常に高いといふあの声は、あなた方にはわかりませんが、かりにそういうことを地元が要求して来ても、それは四国へつてやるのがほんとうだ、中国へつてやるのがほんとうだ。そういう貴重な外資こそその方面に注ぐべきではないかと思つて、あなたはそういうことをやる仕事をしておるのではないのですか。下から言うて来たなら、何でもオーケーと言つてやるのですか。そんなだらしないことでは国の政治は乱れてしまふですよ。それから上は、もうあなたには答へられぬといふことになれば、これ以上言うてもしよるが、私にはよくはわからないけれども、私はそう思つておる。その点どうですか。

○三田村説明員 ただいまの御質問でございませうけれども、私は、ただいま申されましたやうな、下からどうだかどうだという考へでは決してないのでございませう。非常に長い目で将来を見ますれば、むしろ水主火従で行くのが当然でありませう。むしろ、さういふふうに行くと私は信じております。ところが、御承知のように、最近の火力発電所の建設状況と申しますか、ただいまのわが国の発電所の建設状況、あるいは今後の着工状況をいふ／＼なめてみますると、水力発電所はむしろ重要でございまして、これはやはり第一に取上げて行くべき性質のものでございませうが、いろ／＼な関係で、それが簡単に来年、さ来年と大きく出力はふえないのでございませう。先ほど申しましたやうに、火力発電は非常に建設期間も短かいし、しかも最近の日本の火力発電技術はかなり進んでおります。ただいまわが国では、六十気圧級がまず第一線級でございまして、現在一箇所ございませうが、ただいま建設中のもので、六十気圧級のものばかりあります。そこへ持つて来て、今度アメリカから来ますのは約八十八気圧、こういつたやうな設備が参りまして、この設備によりまして、日本の技術をすみやかに上げると同時に、いゝわゆる発電原価の低減と申しますか、あるいはもう少し大きく考へまして、石炭量を極力減らすといふねらいでもつてやつておりました、非常にいいんじやないか、こういふふうに考へておりました。

○井上委員 私の一番聞きたいところは、今あなたのおつしやる、さういふ能率の上るいい機械をすえつけて、石炭を節約すれば、現実には電力料金は何ぼ下るか。下らなければ、さういふものをを使う必要はない。結局それだけコストが安くなるから、下げなければならぬ。下げる見通しを立てておるかどうか。それがはつきりしなければならぬ。下らぬといふことになると、会社もさう考へただけだ。会社もさう考へる仕事は、国会は困る。その点だけ明らかにしてください。今わからぬならば、相談して来てください。

○内藤委員 関連して……。私もはしろうとなんでございませうが、四基で幾らほどの電力量が出るのですか。

○三田村説明員 九州が七万五千キロワット、関西が十五万、それから中部が六万六千でございませう。

○内藤委員 それでお尋ねしたいのでございませうが、これによつて関西が十五万キロ出るのでございませう。実は北陸方面から関西に電力をたくさんただお送り申し上げて、それによる災害はすべて北陸の人が負つておるのであります。北陸から送つておるのが、送らなくてもいいことになるのでございませうね。料金を下げることも下げなければならぬでありませうが、そのほかに、北陸方面から持つて行つておるのも、持つて行かないやうになるのでございませうね。それをひとつはつきりお聞かせいただきたいと思つて、電気はこつちへとつて行つて、水の害はみんな富山なり石川なり福井なりの者が引受けておるのであります。まことに世の中にこれほどふしぎな、ばかなことはないと思つておる。それがさういふことで救済されるならば、われわれは全力をあげて御賛成申し上げるのであります。それが

できないと、どうもちよつとおもしろくないのでありますが……。

○三田村説明員 ただいまの御質問でございませけれども、電力料金が下るか上るかという問題でございませ。いろ／＼電力会社の出しておる資料、これは将来でございませ。これは――(笑)私の申し上げるのには、大体熱効率が三十一、二パーセントになると思ひます。これは蒸気の条件から判断しまして、そういうことになりませ。現在日本の火力発電所は、最高の熱効率が二五%、これは九州の築上発電所でありませ。それから見ますと、電力の発電原価というものは、必ず安くたつても高くなるはならないと思ひます。

それから北陸からの融通の問題でありますけれども、御承知のように関西電力としても、極力自分の方の発電力をふやすべく努力をしておりますので、これらの発電力の落成から見まして、できるだけ向うからもらう電氣は減らすと申しますか、むろんそういうことは十分考へてのことでございませ。

○佐藤(鶴)委員 今問題になつております進駐軍の電力量は、どれくらい全体のパーセンテージからいつて使つておるかということをお教えをもらひたい。あなたにはわかりませせんか。

○三田村説明員 実は私はそつちの方の担当ではございませので、詳しい数字だとか、あるいは値段の内容とか、そういうことについては、はつきり申し上げられません。

○福田(勉)委員 ただいまの問題は、非常に私は重大だと思ひます。と申すのは、私どもが考へておる電源の

開発、これは大いにやらなければならぬと思ひますが、それは水力の開発がおもなものでございませ。そこへ政府が保証までして外資を導入してやる、それが火力であるという点は、ただいま説明員のお話によりませと、どうも私も納得がいかないでございませ。これはもう少し政府の方においても検討されたい、納得の行くような説明をしてもらひたい。これはひとつ委員長にお願ひ申し上げませ。それからもう一つ、これに關連して大蔵当局から御説明を承りたのでありますが、外資を開発銀行から借りて使う中電力外二社と政府との關係を開きたいと思ひます。これはどうなるのでありませうか。

○東条政府委員 外資の導入につきましても、水力発電の問題に重点を置くべきではないかということ、お説の通りであります。先ほども御説明申し上げませましたように、四千万ドルの外資導入のほかに、一億二千万ドル程度の水力発電の導入につきましても、今世界復興開発銀行との間にいろ／＼と話し合ひを進めておるのであります。ただ先方のいろ／＼な話合ひの關係上、さしあたり話が熱しました火力発電の機械の四千万ドルの分につきましても、話のまとまつたものから外資の導入をはかつて参りたいということでありませ。政府といたしまして、決して火力発電を主に考へ、水力発電を従に考へておるといふことではございません。むしろ全体の計画からいたしまして、先ほど通産省からも御説明がありませました通り、われ／＼は日本の将来の電源開発の計画としては、水力を主に考へるべきだ。従ひましてできませば、外資導入の問題につきましても、

一億二千万ドルの方が先に具体化すれば十分御趣旨に合つたわけでありませが、何分相手のある問題でありませ、御承知の通り、外資導入は相手との話合ひの問題でございませので、火力発電の方が先にまとまる見込みが強くなりませましたので、とりあへずこの七月份の暫定予算についても、火力発電の分を認め、かような状況になつておりますので、この点は御了承いたしたいと思ひます。

それから政府保証の点でございませ。政府が保証いたしますのは、御承知の通り、日本開発銀行に対する保証でございませ。政府が関西、九州、中部、それらの三電力会社に対する支払い保証をするということではありません。あくまで政府といたしましては、出資の形態、あるいはその性格上政府關係機關と申すべき開発銀行に對しましては、その支払いの保証をいたしますけれども、民間のこれら電力会社に對しましては、政府保証をするという趣旨ではございません。

○福田(勉)委員 そつちと、法律を見ますと、政府が開発銀行に對して保証をする際には、予算の定めるところによつて保証をする、こういうふうになつておるが、予算ではどういふふうになつておりますか。

○東条政府委員 それは御承知の通り、目下御審議を願つておりますところの本予算と七月份の暫定予算とにわかれるわけではございませが、本予算におきましては、水力発電の約一億二千万ドルと、火力発電の四千万ドルを合せまして、予算總則に金額を入れませして、保証の規定を置いてございませ。七月份の暫定予算につきましても、差

向き成立の見込みが相当強うございませところの火力発電の四千万ドルの分を、予算總則に出しておる、かようなことでございませ。

○福田(勉)委員 これは開発銀行と借入先の關係は、債権者、債務者というだけの關係といふのか、または何か特殊な關係があるのですか。

○東条政府委員 申し上げるまでもなく、世界復興開発銀行が債権者になりませ、こちらの開発銀行が債務者になる、対外的にはさうな法律關係になつております。

○福田(勉)委員 そつちではなくて、開発銀行と、借入れをする電力会社との關係は、普通の債権債務の關係であるのか、またはほかに特別な關係がございませんか。

○東条政府委員 開発銀行と内地の電力会社の間は、やはり米貨建の債権債務關係が発生する、さうなことに相なるかと定めておりました。

○福田(勉)委員 その普通の債権債務のほかに申しますのは、政府にかつて何か会社に對して発言力をとるのか、あるいはさうな關係が出て来るのか、それをお伺ひしたい。

○東条政府委員 今福田委員のおつしやいませましたような、政府にかつて特別の權利を増すといふことはございません。

○福田(勉)委員 それから世界銀行と開発銀行との間には、この借款契約の條件に書かれることと思ひますが、これは普通の貸借關係のほかに、何か特別な關係がございませんか。

開発銀行と、大使館と連絡していろいろ相談してございませ。従ひまして、借入れの條件その他は、実はこれからの問題でありませが、私どもの感じといひましては、一般の債権債務のほかに、特段の負担とかいふようなことはなからう、こつち見てございませ。

○千葉委員 前からちよつと一言、これに關連しない問題ですが、大蔵当局にお尋ね申し上げたい。それは九州地方のこのたびの水害状況なんです、非常に被害が大きいようなんです、その結果金融状態がどうなつておるか、あるいは手形決済、その他相当不円滑になつておるのではないかと、これも考へられる。これらに對して特別の措置を政府はおとりになるつもりか。とるとすればどういふふうにするか。とつちつと申しますが、政府から御説明願ひたい。

○愛知政府委員 こまかい点につきましても、あとで補足して申し上げる分があるかと思ひますが、ちよつと簡単に。大蔵省としてとりあへずとりませした措置を申し上げますと、まず災害復旧の予備費の關係でございませが、本日閣議で、とりあへず遠賀川その他堤防決壊、その他に對するほんとうの應急措置として六億円の支出することに決定したはずでありませ。それから金融の關係は、手形の決済につきましても、現地側からの希望もいろいろございませるので、手形決済の期限を一般的に延長するといふことになりませと所要の立法があることになりませが、最近における鳥取市の大火、あるいは大阪の水害等の場合に、たとへば銀行協會の申合せといふような事実上

のことによりまして延期をした実例もありませんので、とりあえず緊急の措置としては、さようなことでやることはいかかかと考えておりますが、なおきよう午前十一時、飛行機で関係各担当の局から課長級の係官を派遣いたしました。三井政策委員をその長にいたしました。できる限り現地におきまして処置が講ぜられるような、応急の手配をいたしましたような次第であります。

午後零時四十六分休憩
午後二時二十八分開議
○千葉委員 大分時間も経過いたしました。午前中はこの程度にとどめまして、午後二時まで休憩いたしまし。

午後二時二十八分開議
○千葉委員 休憩前に引続き会議を開きます。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案を議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。井上君。

○井上委員 国際復興開発銀行に日本からどれだけ投資をしておりますか。

○東条政府委員 名目的には、資本金といたしましては、二億五千万ドルを申し込んでおります。

○井上委員 二億五千万ドルを日本側から投資してありますのに、どういふわけがこの法律によつて、これと契約しました資金に対して政府保証をしなればならないか。

○東条政府委員 名目的に二億五千万ドルを申し込んでありますが、そのうち実際のドル払込みに必要なものは、こ

れに二%見当になつております。それから前会にもこの点に触れて申し上げたかと思つてありますが、国際復興開発銀行は、各国あるいは関係者と話し合いが済みまして、現実の借入れ契約、貸借契約が行われる場合におきましては、各国とも一定率の保証を要求するというのが通常の事例になつております。今回の場合におきましても、まだ現実の借入れ契約の具体的な条件まで定まつたわけではございませんので、できることとてございませぬ。政府保証は避けたいと存じますが、各国のおよその例を見ましても、政府保証を要求することが通常の事例になつておりますので、そういう場合に備へまして、法律の規定をつくりまして御審議をいただいております。

○井上委員 二億五千万ドルを投資するということになりまして、その二%というのと、今度の借入金に匹敵する金額になると大体想定をしていいですか。

○東条政府委員 あるいは誤解があるかと申さないでありますが、大体二%は五百万ドル見当に当るわけでありまして、今回交渉しておりますのは、けさほども申し上げましたように、一億二千万ドルの水力の分と、約四千万ドルの火力の分でございます。差向き交渉の経緯から見まして、実現の可能性のきわめて濃いのが右の火力の四千万ドル、かようなことに相なつておるわけでありまして。

○井上委員 次に通産省の政府当局からお答えを願いたいのですが、午前中にもちよつと伺つたのですが、今電力関係で、常に電力の危機が一番高まつ

ております地域は、どこでございませぬか。

○中島政府委員 これは時期により、そのときの氣候によつて違いますが、一番今問題を起しますのは関西、中部、関東でございます。

○井上委員 私ども電力の方の専門家ではないですから、よくわかりませんが、これも通常常識的に、常に電力の一番危機の地帯は中国、四国、九州である、この地帯が、水力の電源において非常に開発が遅れておるし、そのほかの関係もあつて、電力分断後における電力料金というのもこの地帯は他の地方に比べて非常に高い。何かこの地域差を早くなくさなければならぬ。こういうことがいわれておるんですが、この地域差をなくすということからして、この地帯の電源の開発、または水力電源の開発に伴う火力電源の造成といひますか、そういうことについて積極的な対策を立てておられますか。

○中島政府委員 中国、四国、九州は御承知の通り火力地帯でありまして、そういう意味で経営が比較的むずかしいという点はございませぬ。ただ火力地帯でありますけれども、かつまた石炭の生産地帯に近いために、いわゆる危機といふものは、先ほど申し上げました関西、中部、関東に比べて、見舞われ方が割合に少いという状況にあることとあります。それからそういうような火力地帯でありますために、九分割で自主性をとるといふ方針に基きまして、どうしてもこの地帯の電力料金は他地区に比べて高くなつておる。将来これを九分割のままで全国一本化するような形にできるかどうかというところにつきましては、相当問題も

ございませぬけれども、できるだけこれは電力原価を引下げて、他地区に比べて高いものを使わぬというふうにして行くのが当然の政策でございませぬが、実際の地形、氣候その他の関係からいまして、この三地区に今の火力にかわるほどの大きな水力を開発するといふことは、簡単に参らないわけでございます。ただ四国だけに相当大きな水力電源がございませぬので、中国、四国、九州を一環といたしますと、水力の総合開発という計画を立てるべきだといふことで、これは電源開発会社で調査に着手いたしております。また予備調査といたしましては、すでに三地区の通産局におきまして、連絡をとりながらやつております。かりにこの構想が実現いたしますと、主として四国の豊富な電源を開発いたしまして、これを中国ないし九州の方面に送つて、この地帯をできるだけ火力から解放することができると思いますが、これも程度がございませぬ、やはりある程度この三地帯は将来にわたつても火力地帯としての性質を持つて行くだろう、こういうふうにご考慮の所でございます。

○井上委員 そういうふうには、当局の方でもこの地帯の電源の総合的開発といふことを考へられておるが、その総合的開発の具体化までには相当ここに時間的な余裕があるわけですか。そうなりまして、その水力の電源開発が実現をいたしますまでの暫定的といひますか、またこの地方の電源を確保するといふ上から、火力の発電力を拡充して行くといふことが考へられると思はれます。そういう同じ日本に住んでおるが、その地域差によつて、一方では

非常に高い電氣を使わなければならぬ、一方では非常に安い電氣を使うというふうなことから、われわれは電力の国家管理を主張しているものでございませぬけれども、現実にはわれわれがその事態を考へ、その地方の不平不満をなくする場合に、この地帯における電源の充実といふことが必要である。しかるに今度貴重な外資の導入を仰ぎましてやろうとする第一着手の仕事が、火力電源の増設だといふことになつておる。このことは、今申しした地域に、ただ一つ九州に一基が増設されるだけである。そういう点を考へた場合、単にその会社が非常はやかましく要求して来るからといふことだけで、現実には非常に低廉な電力が他の地方に比べて供給されている地帯に、さらによつて投資をされるということとは、ちよつとわれわれには考へられない。もしあなた方がその仕事の責任者であるといひますれば、そういう地域差をできるだけなくして行くことにまず努力される必要があるか、またこの外資も、そういう方面にまず使つて行くことが必要ではないかと思はれます。そう考へてはならないか。

○中島政府委員 今の三地区の中で、中国と四国には現在の計画に入つておりませぬが、四国につきましては、現在でもかなり水力の開発計画が進んでおります。さらに特に火力を四国について大規模に増強する必要はなさそうでありませぬ。それから中国に関しましては、当初あそこ宇都宮を使つて火力設備をつくるという計画もありましたが、あの低品位炭を使つて火力設備を増強するといふことがはたして有利であるかどうかという点に問題が起き

て、そのままになつております。将来の問題といたしましては、火力は、かりに今度の輸入機械でありまして、いかなる優秀な設備でありまして、やはり水力に比べるとコストは高くなりますので、できれば水力の開発を優先すべきであるという考えを持つてゐるわけでありまして。従つて今度の外資誘致の問題につきましても、火力は別途三社から出ておりましたが、政府としては、まず開発会社を中心とした水力開発資金の要請を世界銀行に出しておつたような状態でありまして。たまたま火力の方が、従来予定しておりました輸出入銀行から、世界銀行の方に肩がわりされつつあるような事情で、今までのところは、先に世界銀行としてきまりそうだという経緯でありまして、政府の気持としては、水力の方もできるだけ早く外資を導入して開発したい。こういうふうな考へておられます。

○井上委員 その一番問題であらうと思つてあります。われ／＼の考へ方もそうでありまして、また現在の政府の方においても、国をあげての電燈開発の方向は、九州が火力で、水力は中国、四国の方に開発してくれ、こういうことでもあります。しかも外資の導入は、今お話をありましたように、全額を国が保証をしなければならぬといふことになつておる。国が保証するといふ建前にせられれば、これは、当然その設置場所の実際については、あなた方がこは困る、こはやるべきだといふようなことが言へるはずであります。もしあなた方の言ふことを聞かなければ、保証を打切ればよいのだ。保証しないといふことになれば、外資の導入は現実に成り立たない。

い。だから火力の増強がどの地域に最も必要であるかといふことから検討されるのと、一方には、やはり有利な条件を求めるといふことで、その有利な条件を国の財力でカバーして行くという方向に持つて行くべきだ。そういう意味で、あなたの方で、もう少しこの電力問題については強い発言をすれば、相当国の意図しておる方向に電力の構成なり配分といふものが具体化して行くのではないかと私も考へておられます。そういう点についてもつと積極的になければならぬのではないかとお思います。

その次に伺いたいのは、午前中も聞いたのでありますけれども、この大きな資金を入れて、新しい火力発電を四箇所に増設いたしました、現実にとりだけ電気料金が下るか。問題はそこにあるかと思つて。単に渾水期の電力を補給するのだといふだけでは、国民は納得しないと思つて。だから、これだけの大きな資金を入れて、これだけの発電をすれば、これだけ電力料金が全体として下る。これだけ関係区域の電力会社の電力料金が下るといふことが、具体的に現わされなければならぬと思つて。それがあなたの方ではどうなつておるのですか。

○中島政府委員 この新鋭火力を導入いたしましたして火力発電をいたします下りですが、電力料金は元来原価主義をとつておられますので、下つた場合は当然料金も下りますから、下つたために会社だけが利得するといふ結果にはならぬのであります。それでどの程度下るかといふことになりまして、この設備だけを考へます場合には、お

そらく現在の火力発電のコストに比べて、二、三割は安くつくと思つて。しかし、たとへば九州電力でありますとか、関西電力でありますとか、中部電力とか、電力会社全体として考へます場合には、電力料金のベースになります。電力料といふものは、既設の水力発電、既設の火力、さらに今後新設される水力、それから今度の新鋭火力といふものを全部合せました原価を計算いたします。従つてその中に占める今度の火力設備の原価の率といふものは、割合に小さくなるかと思つて。それから全体として下るか上るかという点につきましても、その設備だけ比べますと、現在の設備に比べて有利であるとは申し上げられませんが、将来の地区別の会社全体としての料金の問題を考へます場合には、当然に目下建設中でありまして新しい水力発電の設備といふものは相当多く建設費を要しておりますので、全体的に電力料金があ

り得ないのであります。その場合におきまして、日本の比較的能率の悪い設備を使うよりも、新しい火力設備を使つた方が、火力の発電費の面で値上りをおそれただけ阻止することができ。この程度にとどまるだけでありまして、積極的にこれを入れたために現在の料金が値下りするといふだけのこと

○井上委員 どうも私も、経済的な採算の根拠についての説明が非常に理解しにくいのです。たとへば現在の既設水力、火力の発電をもつて一キロワット何段という電力料金を出しているわけでしょう。その上に、たとへば関西電力でいいますと、十五万キロワット

の火力発電が二つかりに完成をするといつたします。そうすると、それだけ多く出力をいたしますから、それだけ電力料金が安くなるなければならぬとわれ／＼は考へるのです。そうなりませんか。

○中島政府委員 そこがちよつと違つてありまして、古い設備はすでに償却しておりますし、もと／＼コストが安いわけでありまして、非常に発電費が安いのであります。新しく設備をいたしますと、水力にしても火力にしても、かなり高い原価になるのであります。かりに新鋭設備といひましても、新設することによつて、これを全体の原価にぶち込みますと、全体の原価が上るといふことになるのにはやむを得ないのであります。

○井上委員 そんなむちゃくちゃな話はありません。大体一つの設備に何の金がかかる、そうすると、これをかりに十箇年なら十箇年で償却する。そうすると、年間何回につくといふことが予定されて建設される。新しくつくつたから、よけい金がかかつたから電力料金はよけいもらなければならぬ。そんなことをやられたらたまたまものではない。だからお話をこの償却年限といふものはきまつておられますか。そうしたら年度割によつて電力料金ははつきりと現われて来る。だから一定量の需用量がきまつておつて、その上によけい発電をすれば、新しい需用量をふやして行くわけですから、それだけ会社は利益になるわけですから、ばりません。またそうならなければこんなものを使う必要はない。

力に供給されているといふことであります。従つて今後新しく建設されるものは、建設費の増高によつて変化ができる。御参考までに申し上げますと、五箇年計画によつて、水火力合計で五百四十六万キロの新しい設備をつくるわけでありまして、その完成後におきましては、現在の原価よりも全体として約二割ないし二割五分上るといふ計算がなされておられます。

○井上委員 私はこの方がよくわかりませんから、えらくつこいようですけれども、たとえば、そういう電力が百万キロワットあるところを大体想定をされておられて、それをまかなうのにそれだけの発電があつた場合、電力料金はこれだけにつく。しかしそれがいろいろな関係で、石炭が上つたり、あるいは発電資材や設備にもこのつこいお金がかかるというふうなことから、年度割の何が高くなつていくという話なら話がわかるのです。ところがその一定量の需用に対して、一定量以上の設備をいたしますならば、当然新しい需用がそれだけふえて来ますから、そうしたら会社全体の経理は、それだけゆたかにならなければならぬと思つて。それがゆたかにならぬという理由はどこにあるのですか。

○中島政府委員 現在の設備だけで原価計算をいたしますと、現実の料金が出て来るわけでありまして、今後つくる設備は、水力設備につきましても、非常に建設費が高いわけでありまして、たとへば水力だけ考へますと、火力の場合には、石炭の問題もありませんけれども、建設費が大体電力料金を左右する結果になるのであります。その建設費が過去のものよりは将来は上ると

いうことになり、当然新規設備によつて発電する場合に、需用がそれに相当するものがふえなくても、一単位あたりのコストというものは上ることになるわけでありませぬ。

○井上委員 現在既設の電力で大よそ需用家をまかなつておつた。しかし需用家が非常に多いし、電力の供給を望むものが多量といふことでありますから、新設の電力を開発しなければいかぬといふことで、開発するといふことに私はなるかと思つておつた。だから新しく増設する部分は、非常にコストは高いのであるから、電気料金は下らぬのやといふと、そんならよくつ成り立ちませぬよ。そんならよくつ成らなかつても話にならぬ。現在まかなつてあるもののほかに、新しくつた電力をどこへ持つて行くのか。

○中島政府委員 新しくつくるということは、結局現実の設備では足りないといふ関係からつくるわけでありまして、従つて現在の設備がフル運転して、さらにまたもう少し稼働力をふやまして、新しい超過需用に應ずるといふことができましてならば、当然その分だけは電力料金が安くなるということとは言えますけれども、現在ではこれ以上働かせられない。従つて新規の設備によつて新しい需用に應じなければならぬといふことになるわけですね。そうしますと、新規の設備のコストといふものが高ければ、それだけ高くなるよりほかにないわけですね。

○福田(繁)委員 井上委員の質問に関連しまして、中島公益事業局長に一、二点伺いたいと思つておつた。ただいまの井上委員の問題の電気のコストのことですが、これはもう少し慎重に次会ま

で御研究をお願いしたいと思つておつた。私たちが聞かるところによりますと、なるほど水力でも火力でも、相当な設備資金が新しくかかつて来るのでありますけれども、それに関連して、大量生産ができるわけだから、勢い一割なり二割というものは安くできるのではないかといふことを専門家に聞いておつたわけでありませぬ。これを私たちがしつこく言うのは、ほかでもないのですが、本委員会に付託されております塩田事業の法案に非常に密接な関係がある。というのは、塩は御承知のように、最近真空式から流下式になり、流下式から加圧式になる。その加圧式になることをわれわれは望んでおつたわけですね。さればといつて、この加圧式は非常に電力を食うわけですね。今日のような原価でもとうていコストが高くて困るわけですね。相当電力料が安くなればこそ、加圧式の塩の増産に期待をかけるわけですね。そんなわけで、今度の電源開発ということに對しても、非常に大きな興味と期待を持つておつたわけでありませぬ。勢い本案に基いての火力、あるいは水力等の電源開発について、正確にこの程度下るものだと

いふ資料を次会までにいただきたい。なおまたあなたの方において、もう少し綿密に御調査を願つて、資料をいただきたいと思つておつた。それともう一つ伺いたいのは、先ほどあなたのお話を聞いておりましたと、日本の中で中国、四国、九州といつた方面が一番電力が不足であつて、同時にコストが高い。そこで中国と九州は今言つたように今度二基ほどするわけだが、四国の場合は、水力に相当計画があるので、その必要はないとおつ

しやつた。おそらく四国で水力の計画といへば、吉野川の開発とか、あるいは高知の奈半利川の開発だろうと私は思つておつた。そこで問題は、この奈半利川の開発に對しては、あなた方も御承知のように、地元の電力会社と住友の間で非常に大きな争奪戦が起つておつた。これを一体どうすればよいのかといふことが四国四県の電力消費者の大きな問題になつておつたわけでありませぬ。そこでどうもよい機会でございますから、一番公平にお扱いになされるところの公益事業局長として、この奈半利川の電源開発は電力会社にやらせる方がよいのか、それとも住友の要望に從つて、住友にやらせるのがよいのかといふことを、忌憚ないところを一度御参考におつた。

○中島政府委員 初めの料金に關する資料でございますが、これはいづれも調製いたしまして、ただ私お断りいたしておきますが、この問題は非常にむづかしい計算になりますので、一応私は手元には持つておきますけれども、あまり正確な数字はとうていつけ得ませんから、そういう程度で御了承願ひたい。

それがら四国の開発の問題でありませぬが、特に奈半利の問題につきまして、なるほど意見があるようございませぬが、これはさしあたり最近の電源開発審議会におきまして、電源開発会社で調査するということに決定いたしました。従つて今後開発方式につきまして、今両者から本流案、分流案が出ておつたわけですが、それら調査いたしまして、どういふふうな案が技術的に最も適當であるかといふことをこの調査をいたさせます。その上で、どこに企

業体としてはやらせる方がよいかといふ判断をするわけでありませぬが、現在においては、従つてどちらがよいといふことは申し上げられないのであります。結局その時期までに、先ほど申し上げたやうな四国、中国、九州を全一環として電力計画といふものを考へて、その開発計画自体がどのようなものであつたらぬかといふことをきめざるを得ないと思つておつた。

○福田(繁)委員 いずれ奈半利川の問題に對しては、次会に詳細にもう少し御質疑いたしたいと思つておつた。願ひは四国四県の市民の声を御尊重願ひまして、そして最近基調を御尊重願ひまして、その上で、今度二基ほどするわけだが、四国の場合は、水力に相当計画があるので、その必要はないとおつ

いたしまして、世界銀行に話を進めておつた。それから火力につきましても、もと／＼九州電力、関西電力、中部電力がそれ／＼アメリカの電気会社に話をいたしまして、その線でも輸出銀行から借りるといふやうな話で出て来たわけでありませぬ。ところが途中におきまして、輸出入銀行の機能に對して、アメリカ国内で多少修正が加えられまして、結局火力発電に對する融資も世界銀行が取扱うといふことになつて、世界銀行に移されたわけですね。ところが前から申し上げておりました水力の開発資金に對しましては、世界銀行の方の調査が十分まだ進展いたしておりませぬので、しかも金額も相当巨大でありますので、慎重に向うでは検討しているようでありませぬが、たゞ／＼火力の点につきましては、話が早かつたのと、ある程度輸出入銀行におきまして、調べて来たといふ関係から、火力の方につきましては、早目にきめようといふ計画になりまして、現在におきましては、まず火力の方の融資が世界銀行から出されような形勢にございませぬ。水力につきましては、引続きこちら側からの要請によりまして、今後火力の決定後にいづれ決定するのでないかといふやうに考へておつた。

○福田(繁)委員 電源を開発するために、火力といひ、水力といひ、両方並行的にそれ／＼処置が講じられなければならぬと考へますけれども、水力に對するものは、なほ相当時間がかかるやうなお話でございませぬ。そうだとおつたならば、これは当然コストが安くなるであらうところの水力に重点を置いて政府が交渉すべきであらうと思つた。

○中島政府委員 外資の導入につきましては、先ほど申し上げましたが、水力発電のものも火力発電のものも両方要請しておつたわけでありませぬ。水力については、開発会社の計画を中心に

○春日委員 電源を開発するために、火力といひ、水力といひ、両方並行的にそれ／＼処置が講じられなければならぬと考へますけれども、水力に對するものは、なほ相当時間がかかるやうなお話でございませぬ。そうだとおつたならば、これは当然コストが安くなるであらうところの水力に重点を置いて政府が交渉すべきであらうと思つた。

○春日委員 電源を開発するために、火力といひ、水力といひ、両方並行的にそれ／＼処置が講じられなければならぬと考へますけれども、水力に對するものは、なほ相当時間がかかるやうなお話でございませぬ。そうだとおつたならば、これは当然コストが安くなるであらうところの水力に重点を置いて政府が交渉すべきであらうと思つた。

これは火力ならそれだけの機械をもちつて来て、それで決済が済んでしまします。ところが水力ならば、同一の金額をもつて、しかも多岐にわたるところの経済効果があり、それに要するところの電力量が、材料が、あるいはまた労働力がこちらは豊富である、こういうような観点から物事を判断しますとき、当然水力発電に対する外資導入が優先的に政府交渉を通して取上げらるべきものである。特に火力発電に重点を置かれて、この問題が切り離されて妥結を得たということは、いわば石炭業者たちが自分の石炭を消化せしめることのために、政府とのやみ結託によつてこういうことが行われた嫌疑が非常に濃厚であります。従いまして、私が問題として指摘したいことは、同一金額ならば、当然常識的に見て水力発電の用途、目的に充てるための外資が導入されるべきであるにかかわらず、品物をそのまま持つて来て、日本の労働力がそれに対して何ら役立たない、そういうような火力発電に重点を置かれたということは、私は非常に遺憾に思います。従いまして、この点についてはいずれ本会議等でもわれわれは言及する場合があります。従いまして、とにもかくにも、これに就くところの水力発電に対する外資導入についても、すみやかに問題が解決できるような措置を講じられたいと思う。それから今伺いますと、これは関西電力、中部電力、中国電力等がアメリカに対して直接交渉をしておつた。そしてこれがこういうような結果に立ち至つたという話がありますが、もしそうであるならば、先般データーによつて示されたものによると、本日まで金額は少

いけれども、相当の外資導入が行われており、しかもこれに対しては国家保証が行われていないと思ひます。ところが今回のこの外資に対してのみ特別に国家の保証をしなければならぬかつた理由等についても、もう一べん御説明願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 お説のように、水力と火力と両方とも融資ができて、しかもそのいずれをとるかという場合には、これは当然水力を選択すべきだと思ひます。ただたまたまこの場合におきましては、水力をこちらでは優先するのだということを言つておられます。火力につきましての融資が行われず、さらにまた水力ははたして確実にもらえるかどうかということにつきましても、十分の見通しが得られませんが、まず火力について外資を導入いたしまして、水力につきましては今後交渉する、こういう態度をとつておられます。

それからもう一つ申し上げたいことは、今度の火力の設備というものは、非常に画期的な設備でありまして、現在日本でつくつております一番優秀な設備をさらに相当程度かけ離れた能率のいい設備であります。従つてこれを入れるということは、単に電力会社が優秀な設備を持つというだけでなく、この技術を見習つて、将来日本の電気機器のメーカーが現在よりさらに優秀な設備をつくる技術を体得できるというような意味を持つておるのであります。さうような意味におきまして、水力に比へまして決して劣らないだけの効果があるわけでありまして、

○春日委員 両方申請して、火力の方ならば向うが先に承諾するが、水力な

らば承諾できない、こういうことは、アメリカの製造業者たちのその品物を売りたいという考え方で、それから日本の炭鉱業者たちが、三十万キロの火力発電の設備ができる、自分たちの石炭がそれだけ消化できる、こういう二つの利害に結ばれたものであらうと思ひます。しかもアメリカの商人の利益と日本の炭鉱業者たちに利益を与えることのために、われわれがこの百何十億の彼らの負債の保証人になるといふことは、相当の理由がなければならぬ。問題は、電源開発のために外資を導入するならば、向うがさういふ機械を売りたいから、売りたいから、われわれは、より安く水力発電に充てるために金を貸してくれ、これが借りられてからあとで火力発電の問題も並行的に処理して行くんだ、こういう毅然たる態度によつて、われわれが金を借りる場合においても、保証人になる場合においても、当然筋を通した取扱いがなされなければならぬと思ひます。向うが火力なら貸してやるからと言つたら、それじゃそれでよろしいということ、便宜に、安易にさういふ処置をするということ、国民が百億の負債を負うという意味合いにおきて、われわれとしてはそのまま納得できないと思ひます。同時に申請しておるものを、片方は許可して、片方は承諾してないというこの現実、しかも何うところによると、一億二千万ドルの申請が行われておるといふことであるが、これはその都度国会の承認を得なければなりません。そうすれば、このことは相当先に行かなくては、あるいは次の国会か、来年になるか、弥勤菩薩の出世を待つかということ、何年先

になるかわからない。そういうような仮定の上に立つて、われわれはこの問題を切り離して承認を与えるというふうについては、慎重にもう一べん検討を加えなければならぬと思ひます。これらの問題について、もう少し国民を納得せしめるに足るだけの御答弁を願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 火力の設備につきましては、先ほどから申し上げましたように、今度の設備は優秀な設備でありまして、日本といたしましては、日本の電気機器の製造技術の向上のためにも入れたという強い希望を持つておるものであります。それから水力を優先することはあたりまえでありますけれども、ただ遺憾ながら、日本の電力事情といたしましては、水力だけではピークをとり得ませんので、どうしても水力の補給用といたしまして、ある程度の火力は必要なのであります。そういったと、そういう必要な火力設備で発電されず電気のコストをできるだけ安くすることが必要なのであります。そのためには、やはり優秀な設備を入れ、さらにこれにならつて今後優秀な設備を国内でつくりまして、古い能率の悪い機械に置きかえることが必要なのであります。そういう意味におきまして、こういうふうな高利率の設備を入れることは、将来電力料金の上りを防止する意味におきましても、非常に役に立つと信じております。

○佐藤(鶴)委員 外資導入につきましては、相当重大でありますから、大蔵大臣からいろいろと説明も聞き、この電力問題についても伺うべきでありますけれども、この法案は急がれておる

点もありますし、それから関西の電力事情が非常に悪いということ、この設備が非常に優秀で、将来の日本のこういう火力電力の問題についてのいろいろな資料になるということを考えますので、非常に急がれておる法案である立場上、不十分な点がありますけれども、われわれはこれくらいのもので一応話を打切らう。同時に委員会の希望の条件があるさうでありますから、その希望条件を付して、われわれは賛成するものであります。

○井上委員 この際は、本案に對し、附帯決議を付して議決せられんことを提議いたします。

○千葉委員 只今井上委員より、本案に對しまして、附帯決議を附するの動議が提出されましたので、提出者よりその趣旨弁明を求めるといたします。

○井上委員 まず案文を明説いたします。

附帯決議

一、今後の外資導入による電源の開発は、水力に主力を注ぐべきである。

二、電源の開発に伴つて、政府は、電気料金の引下げに努力すること。

以上であります。

なお、附帯決議の趣旨を簡単に説明いたします。

外資をもつてわが国の産業を開発する、その産業の動力であります電源の開発ということ、これは国をあげての大きな要望であると思ひます。ところが現実、いろいろ理由はあるにしましても、水力の電源の開発があとまわしになつて、火力施設の拡充にな

つておるわけでありませう。そこで、今後外資を導入いたしましたして電源の開発をいたします場合は、水力の電源の開発に絶對的な努力を払うように政府は各段の努力をしてもらいたいし、同時にまた關係の各電力会社も、さような考え方に立つて、この国策を遂行することに協力を願うように、政府の指導を要求いたしたいと思ひます。

次に、多額の開發資金を打込みながら、電力料金が依然として下らず、逆にこれを値上げするような意圖が電力会社間において最近起りつつあるということをわれわれは伺うのでありまして、今日わが国の自立經濟の上から、貿易の振興が唱えられておるときに、そのコストの引下げが大きな問題になつておりますときに、公共企業体の料金、運賃等を値上げするといふことは、日本全体の物価をつり上げることになつて、國の方向とはまつたく違ふ結果を生んでおります關係から、この際政府は、新しい電源の開發が完成をいたしますのを機会に、電力料金の引下げに対して一段の努力を尽すように、私は附帶条件をつけたいと思ひます。

○坊委員 ただいま議題となつております國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案につきましては、質疑も大体尽されたと思われまので、この際質疑を打切り、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 ただいまの坊委員の勳議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようですか

ら、國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案につきましては、以上をもつて質疑を打切り、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま社会党井上委員より提議されました本案に関する附帶決議について採決いたします。

本附帶決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本附帶決議は決定いたしました。

本日はこれにて散會いたします。
午後三時十三分散會

〔参照〕

國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局